令和2年6月定例会

飯島町議会会議録

令和2年6月 8日 開会 令和2年6月17日 閉会

飯島町議会

令和2年6月飯島町議会定例会議事日程(第1号)

令和2年6月8日 午前9時10分 開会・開議

- 1 開会 (開議) 宣告
- 1 議事日程の報告
- 1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることにつ

いて

日程第 5 第 2 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求め

ることについて

日程第 6 第 3 号議案 飯島町介護保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めること

について

日程第 7 第 4号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第11号専決)

日程第11 第 8号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号専決)

日程第12 第 9号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専決)

日程第13 第10号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第5号専決)

※第7号議案から第10号議案まで一括議題

- 提案説明、補足説明
- ・提案説明に対する質疑
- 討論、採決

日程第14 第11号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第3号)

日程第15 第12号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第16 第13号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第17 第14号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第18 第15号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)

※第11号議案から第15号議案まで一括議題

- 提案説明、補足説明
- ・提案説明に対する総括質疑
- 予算特別委員会付託

○出席議員(12名)

1番	滝本登喜子	2番	三浦寿美子
3番	久保島 巌	4番	中村 明美
5番	橋場みどり	6番	好村 拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本 紀子
9番	浜田 稔	10番	本多 昇
1番	竹沢 秀幸	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寬 窓下 寬
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長林潤議会事務局書記吉澤知子

本会議開会

開 会 令和2年6月8日 午前9時10分

議長

おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦労さまです。 これから令和2年6月飯島町議会定例会を開会いたします。議員各位におかれまして は、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的な御審議をいただくととも に、円滑な議事運営に御協力をいただきますようお願いをいたします。

なお、今定例会は、新型コロナ感染症対策として議場ドアの開放、マスクの着用などの対策、併せて節電・省エネ対策等の一環として軽装としましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。

町 長

おはようございます。議会の招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。

令和2年5月19日付、飯島町告示第53号をもって令和2年6月飯島町議会定例会を 招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様 の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症につきまして、現在まで町内での発症が見られない状況となっており、これもひとえに町民の皆様が高い意識を持った行動を取っていただいた結果と心より感謝申し上げます。今後も町民の皆さんとともにコロナ感染症を発生させないよう取り組んでまいります。

さて、5月末日には町民の皆様の生活支援と停滞している町経済の循環を目指して飯島町くらし復興券を発行いたしました。先週までに全世帯の約75%の皆様に御購入いただくとともに、213事業所で復興券を利用できる御登録をいただきました。大変ありがたく、感謝を申し上げるところでございます。今回の復興券は、一般の小売店のほか、福祉や医療関係機関でも使えるよう、多くの業種の皆様に加盟店になっていただいております。まだ購入されていない方は、ぜひお求めいただきたいと思いますし、また、くまなく案内が行き届きますように注意してまいりたいと思います。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により順調なスタートが切れなかった感じがありますが、本年度、当町では第6次総合計画や町の農業振興計画である地域複合営農への道パートV、また町民が支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための地域福祉計画など、幾つかの重要な計画を策定する年となっております。どの計画も10年後の町の姿が想像でき、町民の皆様が将来の飯島町に夢が持てる計画でなければならないと思いますし、そのために何に取り組んでいくかの具体的な形を示すことが必要ではないかと考えております。今後、多くの皆様方に御意見を頂きながら計画を策定してまいりますので、何とぞ御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、専決処分の条例案件3件、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算の専決処分案件4件、条例案件3件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算案件5件、計15案件であります。何とぞ慎重な御審議をいただき適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、議会定例会召集の挨拶といたします。ありがとうございました。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により 8 番 坂本紀子議員、 9 番 浜田稔議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいており、議会運営委員長より会期は本日から6月17日までの10日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの10日間とすることに決定しました。

会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期説明)

町

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

最初に、令和2年第4回臨時会において議決された決議の処理について報告します。 コロナ感染症蔓延の中で事業者へのきめ細かな支援を求める決議につきましては、5月 22日に町当局に持参の上、お渡しをいたしました。

次に、請願、陳情等の受理について報告します。受理した請願、陳情等は、お手元の 請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の 常任委員会及び議会運営委員会に審査を付託します。

次に、例月出納検査結果について報告します。 3月から5月における例月出納検査の 結果、特に指摘事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は、別紙のとおりであります。

次に、町当局から報告を求めます。

長 それでは、最初に令和元年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について地方自治法施 行令第146条第2項に基づき御報告を申し上げます。令和元年度事業の繰越明許費に関 わる歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり令和2年度に繰り越しいたしました。繰 り越しいたしました事業は、石楠花苑非常用予備発電装置更新工事及び管理業務、2 強 い農業・担い手づくり総合支援交付金事業及び担い手確保・経営強化支援事業、3 道路改良工事・設計監理業務及び道路舗装補修工事、4 4地区公民館エアコン設置工事の事業で、以上4つであります。細部につきましては、お手元の繰越計算書を御覧ください。

続きまして、令和元年度飯島町土地開発公社決算につきまして、去る5月27日開催の公社理事会において審議をお願いし、決議いたしましたので、その概要を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告申し上げます。令和元年度の土地開発公社の事業としましては、工業団地関連事業及び保有土地売却事業に取り組んでまいりました。保有土地売却関係では、赤坂分譲住宅地の1区画を売却しました。陣馬工業団地につきましては、優良企業の誘致に向け企業誘致活動を行い、数社と交渉を進めてきたところであります。今後も引き続き保有土地の早期売却に向けて取り組んでまいります。主な収益の内容ですが、土地造成事業収益で1,322万円、附帯等事業収益がおよそ35万円で、事業収益はおよそ1,357万円となりました。これに事業外収益等を加えた収益合計はおよそ2,025万円となりました。これに対する費用につきましては、取得原価およそ1,172万円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計はおよそ1,880万円となり、差引きおよそ145万円の利益となっております。前期繰越準備金につきましてはおよそ1,799万円と、当期純利益と合わせ準備金合計はおよそ1,944万円となりました。以上、公社の決算概要について申し上げました。決算の詳細はお手元の決算報告書のとおりですので、後刻御覧ください。

続きまして、一般社団法人まちづくりセンターいいじまの第8期事業報告、決算につきまして去る5月29日の評議員会において承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出し、御報告申し上げます。一般財団法人まちづくりセンターいいじまは、平成31年3月31日をもって事業活動が休止となりました。令和元年度のまちづくりセンターいいじまの業務は、観光施設等の管理運営を地域創造課観光係と建設水道課建設係へ、文化館管理業務は教育委員会へ、移管いたしました。また、休業中ではありましたが、文化館に設置してありました倉庫の整理と移設、図書館東側のアンパンマン遊具の点検を実施いたしました。この一年をかけ、理事会、評議員会において同法人の今後の在り方や継承先の検討、残用財産の処分について検討してまいりました。その結果、定款に挙げた目的である事業の達成が困難であること、また同法人格を継承する団体を探すよりも一度解散し必要に応じて法人を設立すべきとの意見が多く、令和元年度末の定期評議員会において解散が決議されました。内容につきましてはお手元の決算書のとおりですので、後刻御覧いただきたいと思います。

続きまして、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和元年度、第29期の決算につきまして去る5月18日開催の同社株主総会において承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況について御報告いたします。第29期におけるケーブルテレビ業界を取り巻く環境は、平成30年12月に開始されたBSの4K・8K放送に対応した超高精細放送サービスが全国60万世帯へ普及し、今後も拡大が見込まれている状況でございます。一方、大手通信事業者では次世代モバイル規格である5Gの

サービスが東京都内一部で開始されるなど、今後の普及が予想されることから、ケーブ ルテレビ業界でもローカル5Gへの取組が進められているところでございます。このよ うな状況の中、CEKでは、みなこいチャンネルのハイビジョン2チャンネル対応、有 料チャンネルやCS多チャンネルのハイビジョン化などを進め、視聴者サービスの向上 に努めたところでございます。加入状況は、インターネットとケーブルプラス電話の加 入が大幅増となった一方で、テレビサービスは他社への乗換えもあり加入減少となりま した。また、今期決算については、インターネット等の加入者増が大きく影響し、約5,000 万円の当期純利益を確保することができました。今後も業界を取り巻く環境は厳しいも のがありますが、引き続き光トリプルサービスを展開するとともに、関係機関と連携し ながら地域の公共メディアとしての使命を果たしてまいります。なお、決算の詳細につ きましてはお手元の資料のとおりでございますので、後刻御覧いただきたいと思います。 最後です。令和元年度水道事業会計の繰越計算書について地方公営企業法第26条第3

項の規定により御報告を申し上げます。令和元年度に予定されておりました配水管布設 替え工事について、関係団体との工事内容の調整及び有収率の改善に伴う工事箇所の変 更の検討に時間を要したことから、一部建設改良費に関わる支出予算を別紙繰越計算書 のとおり令和2年度に繰り越しいたしました。細部につきましてはお手元の繰越計算書 を御覧ください。以上です。

議 ただいま報告のありました件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を受 けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めるこ とについて

を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

おはようございます。それでは、第1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決 副町長 処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は、地方税法 等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の 一部を改正する省令等が令和2年3月 31 日に公布されたことに伴い関係する規定を整 備するための条例の一部改正をするものです。地方自治法第179条第1項の規定により 3月31日付で一部改正に係る専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本 議会に報告し、承認を求めるものでございます。主な改正点でございますが、4点ござ います。1として未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しをするもの、 2つとして所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対し措置を講ずるもの、3点目 として地方のたばこ税において軽量な葉巻たばこに係る課税方式の見直しをするもの、 4点目として還付加算金等の割合の見直しをするものなどがあります。細部につきまし ては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようよ

住民税務課長 (補足説明)

ろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 — ありませんか。 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めること についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第5 第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認 を求めることについて

を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は、第1号議案と同様、地方税法等の一部改正をする法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い改正する規定を整備するため、この条例の一部を改正するものです。地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。条例の主な改正点は2点ございます。1つとして課税限度額の引上げに伴う改正、2つ目として国民健康保険税の軽減措置に伴う5割・2割軽減の軽減判定所得の算定方法変更による所要の規定の整備を行うものです。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

住民税務課長

(補足説明)

議 長| これから質疑を行います。質疑はありませんか。――ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり承認することに決定し

ました。

議長

日程第6 第3号議案 飯島町介護保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求め ることについて

を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第3号議案 飯島町介護保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。今回の改正につきましては、令和元年10月より実施されている消費増税に伴う令和2年度の低所得者の保険料軽減強化に係る介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が公布され、令和2年4月1日より施行されたことに伴い、当町においても令和2年度賦課分介護保険料の低所得者層の減額賦課を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で介護保険条例の一部改正に係る専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

健康福祉課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第3号議案 飯島町介護保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

日程第7 第4号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例

を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第4号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴いマイナンバー通知カードが廃止されることとなったため、関連する手数料を削るものです。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

住民税務課長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第4号議案 飯島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第8 第5号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例 を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第5号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、次世代を担う子どもたちが生涯にわたる豊かな感性や想像力を育み、学び続けていく契機となるよう、県立及び上伊那地域の公設博物館等が統一して高校生以下の入館料を無料とするため条例の一部を改正するものでございます。細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

教育次長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番

三浦議員

それでは、質問をしたいと思います。無料になることは大変にいいことだと思うんですけれども、無料になったことで利用者が、小中学生、高校生、増えるというふうに簡単にはならないと思うので、無料にしてから、また利用をしていただくための取組についてお考えがあればお答えいただきたいと思います。

教育次長

当然、多くの子どもたちに見学等をしていただいて、そういう学びの場を体験していただきたいというところでございますので、引き続き広報等に努めていきたいというところでございます。よろしくお願いいたします。

議長

そのほかありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第5号議案 飯島町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 第6号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第6号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布されたため、これに合わせて関係条文の整備をするものです。具体的には、団員が公務により死亡、負傷または病気にかかった場合などに支払われる補償基礎額が増加となるものです。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

総務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村議員

4番

1ページのところの(2)のところで「消防作業従事者」云々とあって、金額が現行の8,800円から8,900円と100円上げたという、この経過はどういうことか、100円だけなんですけれども、ここのところの100円を上げるということはどういう趣旨から来ているんでしょうか。

総務課長 この補償額の算定については、一般職員の給与の改正に伴って率をやっております。 今の金額につきましては補償額の最低のランクの額を示すものでありまして、一番最後 の表の部長、班長及び団員という欄、こちらが現行 8,800 円になるのを 8,900 円という ことに改正するというのを本文のほうで申し上げているということでございます。

議長しほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第6号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第 7号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第11号専決) 日程第11 第 8号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5 号専決)

日程第12 第 9号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4号専決)

日程第13 第10号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第5号専 決)

以上4議案を一括議題とします。本4議案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第7号議案から第10号議案までの補正予算4議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、飯島町議会3月議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき今回の議会において報告し、承認を求めるものであります。

まず初めに、令和元年度事業につきましては、厳しい財政状況の下ではありましたけれども、おおむね計画どおりの行財政運営ができました。これも町議会の皆様はじめ町 民の皆様の深い御理解と御協力のたまものと心より感謝申し上げる次第であります。

それでは、第7号議案の令和元年度一般会計の補正予算第11号について申し上げます。今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,818万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ52億1,335万9,000円とするものであります。主な内容ですが、まず歳入について、町税は収納状況等を踏まえおよそ660万円の増額補正を、また各種交付金や国県支出金は交付確定に基づき補正いたしましたが、特に特別地方交付税はおよそ5,700万円の増額となりました。また、町債につきましては事業の確定等によりおよそ4,500万円の減額といたしました。一方、歳出の主な内容ですが、社会資本整備総合交付金事業を全体でおよそ7,030万円、プレミアムつき商品券販売分換金業務委託をおよそ2,550万円、県営農道整備事業負担金をおよそ1,000万円減額とする一方、新型コロナウイルス感染症対策等に対応するため財政調整基金を1億円増額といたしました。また、繰出金につきましては特別会計の事業確定等により2会計合わせておよそ830万円減額といたしました。そのほか、令和元年度の決算処理に当たり必要な補正を行ったところであります。

次に、第8号議案の令和元年度国民健康保険特別会計の補正予算(第5号)について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,202万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億3,057万7,000円とするものであります。内容につきましては、事業等の確定により必要な補正を行うものです。歳入では、国民健康保険税を増額、県支出金、繰入金、諸収入を減額するものです。歳出では、総務費、保険給付費、保険事業費納付金、諸支出金、予備費をそれぞれ減額し、保健事業費は財源組替えを行うものでございます。

次に、第9号議案の令和元年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第4号)について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から25万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,901万9,000円とするものであります。内容につきましては、事業の確定により必要な補正をするものでございます。歳入では、医療費適正化等推進

事業に関わる諸収入を減額するものです。歳出では、高齢者保健事業に関わる臨時職員 賃金を減額するものでございます。

次に、第10号議案の令和元年度介護保険特別会計の補正予算(第5号)について申し 上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,476 万5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,316万2,000円と するものでございます。内容につきましては、歳入において実績により介護保険料を増 額し、負担金、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び基金繰入金、諸収入 を減額するものでございます。また、歳出につきましては、総務費、保険給付費、地域 支援事業費について事業確定に伴い減額し、予備費を増額するものでございます。

その他、細部につきましては、第7号議案については担当課長からそれぞれ説明申し 上げ、第8号議案から第10号議案については御質問により説明申し上げますので、よろ しく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

企画政策課長

(補足説明)

総務課長

(補足説明)

企画政策課長

(補足説明)

住民税務課長

(補足説明)

健康福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

地域創造課長

(補足説明)

教育次長

(補足説明)

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を11時10分とします。休憩。

休 憩

午前10時58分

再 開 午前11時10分

議 長

休憩を解き会議を再開します。

これから本4議案について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

8番

坂本議員

では、総体的な中でお尋ねしたいと思います。先ほどの説明では、事業名でなしとい う事業が2つありましたけれども、ほかの部分では特にコロナの影響がどうのという御 説明はありませんでしたが、コロナの影響が出た事業番号は何番か、また、それに係る 総額費用はどの程度の影響が出ているのか、それについてお尋ねします。

総務課長

それぞれあろうかと思いますが、総務課のほうで各課のものを一括で取りまとめてご ざいませんので、申し訳ありませんが、令和元年度の事業で、今、幾らコロナ関係で減 額になったという総額については、ちょっと把握しておりません。大変申し訳ございま せんが、よろしくお願いしたいと思います。

長 議

よろしいですか。

8番

坂本議員

はい。

9番

浜田議員

全く同じ質問になるかと思うんですけれども、さっきの各課の中で報告があったのは、 消防団費の70万円と、それからもう一項目、地域間交流推進事業でしたっけ?5万円、 この2つしか報告がなかったんですね。各課長さん、当然押さえられていると思うので、 やはりどっかの時点で、既に3月といいますと、もう卒業式が制限かかったりしていた 時期ですので、ぜひ急いで取りまとめをお願いしたいなというふうに思うんですけど、 いつ頃可能でしょうか。

総務課長

決算をしておりますので、ちょっとお時間は頂きたいんですが、早急に取りまとめて 議会のほうにお示しできるようにしたいと思います。

議長

そのほかにありませんか。

2番

三浦議員

26ページのプレミアムつき商品券事業なんですけれども、マイナスの金額が大きいのでお聞きをしたいと思います。このようにマイナスになった原因、状況についてお教えいただきたいと思います。

健康福祉課長

こちらのプレミアムつき商品券事業の実績については、過日の全員協議会の折に報告をさせていただいておりますけれども、やはり見込んだ部分についてはマックスで計上させていただいたところなんですけれども、実際の販売金額等については、そこまで達していなかった部分について、実績に準じまして減額をするものでございます。この減額の主な大きな理由といたしましては、やはり町内で購入する部分の需要がそこまで至らなかったことも要因の一因にあるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

2番

三浦議員

もう一つ、現金をもって商品券に換えるということがありますので、所得の少ない方が商品券に換えるということが大変に厳しかったんじゃないか、それで抑制された方がいるんじゃないかっていうふうに私は感じたんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

副町長

すみません。私のほうからちょっとお答えをさせていただきますが、今、議員さんおっしゃったとおり、低所得者対象であったとか、それから子ども対象であったとか、対象範囲が限られておりまして、それと2割のプレミアムということでございましたのでお得感があまりなかった、それでお金の少ないところへもっていって対策を打ったわけでございますけれども、やっぱり買うにはお金が要るということで、38%くらいしか行かなかったように記憶をしておりますけれども、そういう結果になったなというふうに思っております。そこは1つの一因だというふうに考えております。以上でございます。

議長

そのほか。

3番

久保島議員

そこに関連してくるんですが、今回ここで補正になってしまうと、今後、例えば決算

のときに検証するときに全体像が見えてこないんじゃないかっていうふうに思うんですね。ここで、私の考え方としては、大きくここで補正をすべきではないというふうに思います。ただ、国庫金が入っているということもありますし、それから実績に基づいて多分お金が来るんだろうと思うんで、その辺の兼ね合いがあるので、ここは、法的にも、それから財政的にも補正をしなければならないのか、それとも補正をしないで、そのままあからさまに残しておくことが出ないかっていうことについてはいかがお考えでしょう。

副町長

この事業につきましては、あらかじめ予定をした額だけお金を頂いておりますので、 年度末精算をしないわけにはございませんので、専決補正をして返すと、そういう格好 になると思いますので、補正をさせていただいたということでございますので、よろし くお願いいたします。

3番

久保島議員

そこで、私のほうの提案なんですが、ここで、行政報告書というようなときには、当 初予算がこれでした、補正額これでした、実際これでしたというような、そういうちゃ んと系列を示していただいて、この事業が本当に適切だったのかどうか、住民に対して 村の福祉に寄与できたのかっていう検証をしていくというような資料体系を整えていく ことがよいかなあというふうに思っているんですが、その点について町長はいかがで しょう。

副町長

今、御提案ございましたので、じゃあ、そういうところについて検証させていただいて、検討も含めて行政報告書の中でお答えを出していきたいというふうに思います、よろしくお願いいたします。

議長

ほかにありませんか。

8番

坂本議員

32 ページなんですが、塵芥処理費ということで 2921 が 603 万円というふうに減額になっていますけれども、負担金がですね。昨今、溶融炉になった形でごみが総体的に増えているという話は聞いていたわけですけれども、これだけ減額っていうことは、言われているほどよりではなく、想定の中で収まったから減額になったという、そういう理解でいいんでしょうか。

住民税務課長

ごみの量につきましては、やはり増えているというふうにお聞きをしております。この精算で減額ということなんですけれども、こちらにつきましては、前年度の繰り越しを充てるということ、それから今年度の歳入のほうが、特にクリーンセンターになるというふうにお聞きをしておりますが、使用料ですとか売電の収入ですとか、予定以上に収入が多かったということで、その分が市町村への負担金へ反映されているというふうにお聞きをしております。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、第7号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第11号専決)に対する 討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第11号専決)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第8号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号専決) に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第8号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第5号専決)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第9号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専決) に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第9号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専決)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第10号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第5号専決)に 対する討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、第10号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第5号専決) を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 (異議なしの声) 議長

異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

日程第14 第11号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第3号)

日程第15 第12号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)

日程第16 第13号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

日程第17 第14号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第18 第15号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)

以上5議案を一括議題とします。本5議案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第 11 号議案から第 15 号議案の令和 2 年度補正予算 5 議案につきまして一括して提案 理由の説明を申し上げます。

まず初めに、第11号議案の令和2年度飯島町一般会計の補正予算(第3号)について申し上げます。今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億183万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ61億4,177万7,000円とするものであります。主な歳入の内容としましては、小中学校のパソコン整備等に関するICT環境整備事業補助金等が合計でおよそ3,340万円、当事業に係る学校教育施設等整備事業債が1,030万円、農地耕作条件改善事業補助金をおよそ760万円増額するほか、財政調整基金から2,000万円を繰り入れ、また社会資本整備総合交付金事業及び農山漁村地域整備交付金事業の事業変更により節内の組替えを行う歳入予算を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、公立学校情報機器整備事業が3校合わせておよそ6,270万円、寺林北用水と南割頭首工に関わる農地耕作条件改善事業工事等におよそ1,380万円、摺鉢窪避難小屋改修工事及び登山道整備工事におよそ1,210万円のほか、宝くじ助成事業に450万円の増額補正を計上いたしました。

次に、第12号議案の令和2年度国民健康保険特別会計の補正予算第1号について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額8億9,255万6,000円は変わらず、歳出内容の補正をするものであります。歳入につきましては変更ありません。歳出につきましては、一般被保険者保険税等の還付金が生じたことに伴い諸支出金を50万1,000円増額し、予備費で調整するものであります。

次に、第13号議案の令和2年度後期高齢者医療特別会計の補正予算第1号について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に30万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,877万7,000円とするものでございます。今回の補正は、高額介護合算療養費に関わる補正及び保健事業費の補正を行うものです。歳入では、諸収入30万6,000円を増額するものです。歳出では、総務費について保健事業費の予算の組替え、諸支出金については高額介護合算療養費に関わる療養給付費30万6,000円を増額するものであります。

次に、第14号議案の令和2年度介護保険特別会計の補正予算(第1号)について申し

上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額 11 億 3,318 万 9,000 円は変わらず、歳出内容の補正をするものでございます。歳入につきましては変更ありません。 歳出につきましては、介護支援専門員再研修負担金 4 万 2,000 円を計上し、予備費で調整するものです。

次に、第15号議案の令和2年度飯島町水道事業会計の補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、樽ヶ沢浄水場の非常用発電機につきまして一部不具合が生じ、導入から37年経過しており修繕も難しいことから、更新を行うための費用として資本的支出を1,350万円増額し、総額を2億7,692万2,000円とし、財源として同額の企業債を計上するものでございます。

その他、細部につきましては、第11号議案につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第12号議案から第15号議案につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

企画政策課長

(補足説明)

総務課長

(補足説明)

企画政策課長

(補足説明)

健康福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

地域創造課長

(補足説明)

教育次長

(補足説明)

議長

これから本5議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑ありませんか。――ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮らいします。第 11 号議案から第 15 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、本5議案については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第11号議案から第15号議案までの補正予算5議案をこれに付託して審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。

散 会

午前11時55分

令和2年6月飯島町議会定例会議事日程(第2号)

令和2年6月9日 午前9時10分 開議

- 1 開議宣告
- 1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

坂本 紀子 議員

浜田 稔 議員

好村 拓洋 議員

三浦寿美子 議員

○出席議員(12名)

1番	滝本登喜子	2番	三浦美	身美子
3番	久保島 巌	4番	中村	明美
5番	橋場みどり	6番	好村	拓洋
7番	折山 誠	8番	坂本	紀子
9番	浜田 稔	10番	本多	昇
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内	克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寬 総 務 課 長 人保田浩克 堀越 康 定 民 大島 財 <td< th=""></td<>
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

 議会事務局長
 林
 潤

 議会事務局書記
 吉澤
 知子

本会議再開

開 議 令和2年6月9日 午前9時10分

議 長 おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。

なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いを いたします。

8番 坂本紀子議員。

8番 坂本議員

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。1つのテーマ、新型コロナウイ ルスによる対応と事業者への影響はどのようなものかを順を追って質問いたします。1 月9日に中国・武漢市で原因不明の肺炎が発生し、それが新型コロナウイルスと確認さ れ、国内で1月16日に国内で初の感染者が出ました。30日にWHOが緊急事態宣言を 発令、2月3日にクルーズ船の乗船者から集団感染が起こり、13日には国内で初の死者 が出ました。2月27日、小中学校の臨時休校が求められ、3月11日にはWHOからコ ロナが世界的大流行と発表されました。 3月 13日に新型コロナ特措法が成立し、24日 には五輪が来年へ延期となりました。3月27日に国内で1日の感染者が100人を超える ものとなり、日々拡大してきたわけでございます。新聞で大体の経過を追うと、3月下 旬から4月、4月の下旬ぐらいまでが大きなピークだったように思われますが、しかし、 この中で4月17日に全国に緊急事態宣言が出され、21日には県から4月23日から5月 6日まで休業要請が出されておりました。そして、その中で今となってきたわけですけ れども、しかし、現在でも第2波があるのではと言われております。今日の新聞には、 感染確認は現在1万7,172人で、死亡者922人ということになっております。世界では、 まだ感染拡大が止まらない状況で、感染者は700万人、アメリカ、ブラジル、インドや 中東で増加傾向が続いております。そして死者は40万人を超えております。

1-1であります。当町の初期対応はどのように行ったのか。対策本部の立ち上げの 時期、会議数、話し合われた内容はどのようなものなのか、住民対応はいつから何をし たのか、全体像は誰が把握し指揮を執ったのかをお尋ねします。

町 長

おはようございます。坂本議員にお答えいたします。町では、新型コロナウイルス感染症の国内における感染症の拡大及び長野県内における感染病患者の発生を受け、令和2年2月25日火曜日、午後0時55分、町長を本部長とする飯島町新型コロナウイルス感染症対策本部を開設いたしました。以降、これまでに全24回の本部会議を開催し、感染防止策や町民の皆さんへの周知などについて協議してきたところでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

総務課長

それでは、詳細につきまして私のほうから御説明を申し上げます。対策本部で検討してきた内容についてでございます。まず、感染予防、蔓延防止に関わる住民の皆さんへの周知、またイベントや会議等の開催・休止判断やその措置、それから上部機関や近隣市町村に対する情報収集や情報の提供、それから地域住民や自治組織、事業所等からの各種相談への対応、それから役場機能、これの維持や職員の体調管理に関わる内容、その他各課の業務に付随する様々な内容について協議し、必要な調整を行ってまいりました。住民対応につきましては、本部会議設置以降、随時対応してまいりましたけれども、感染拡大が増加した3月中旬以降、行動自粛に対する意見、健康に関する相談、マスクや消毒液などの衛生資材に関する間合せ、事業所の経営相談や生活相談、また特別定額給付金や地方創生臨時交付金など、飯島町くらし復興券の発行も含めまして、経済支援などについて対応しているところでございます。こうした対策や対応の指揮についてですが、これは本部長が行っております。現状や今後の方向性など、全貌や国、県からの情報につきまして、随時、本部員はもとより全職員で情報を共有してまいっているところでございます。

坂本議員

ただいまお話を伺いましたが、この中での情報収集の在り方なんですけれども、これは、国、県からの情報は新聞報道でも分かるので私たちも分かりやすいんですけれども、 住民サイドからとか関わる人たちから上がってきた場合はどういうふうな形で情報を収集していらっしゃったんでしょうか。

総務課長

住民の皆さんからの相談窓口というところで、飯島町におきましては1か所の専門の部署を設けておりません。4か所のそれぞれの部署で相談窓口というものを設けて対応してまいりました。というのは、なかなか今まで自分たちの業務をする中での対応で、専門的な話になってまいりますので、どの窓口で相談されても、まずは住民の皆さんからの相談を聞き取って、適切に専門の部署に案内するという対応で行ってきております。また、事業所や医療機関については、こちらから電話等、随時連絡を取りまして、現状の把握、そういったものに努めてまいりました。

坂本議員

今お話聞いていますけれど、大体それの数とか、そういうのは把握されておりますか。 住民からの相談は4か所っていうことですけれど、大体どのくらいの件数があったのか、 また事業所、医療機関に電話をしたとおっしゃいましたけれど、どのぐらいな数だった か、そこら辺はどうなんでしょうか。

総務課長

それぞれの部署で対応しております。簡単な電話での相談等も含めますので、数字等は、大変申し訳ございません、集計を取っておりませんけれども、それぞれの場所で対応してきておるということでございます。

坂本議員

そういうお話でしたが、それでは、そういうことで1-2に行きます。

これは、県の休業要請が出て、連休中に県外からいらっしゃる、観光の県、長野県ですので県外からいらっしゃる方が多くなるということで、県も21日の日に4月23日から5月6日まで休業要請を出したわけですけれども、その連休明けということで、これが商業、飲食、それから販売なんかの方たちに非常に影響を与えてきておると思います。そういう中で、2の質問であります。各課、影響のある住民、それから福祉施設、それ

から事業所や事業者、それからお医者さんなどのほうから現状を調べることをしたのか ということで、先ほどお電話をかけたということですが、これは連休明けという中での お話なんですけれど、そこらへんはいかがなんでしょうか。

町 長

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月7日に7都道府県に対しまして緊急事態宣言が発令され、その後、4月16日には全国的に緊急事態宣言が発令されたところでございます。行動自粛等に伴う様々な制約が町民生活や事業所経営に大きな影響を及ぼしました。町では、連休前の4月当初から現在まで、関係各課に相談窓口を設置いたしまして、それぞれの部署で住民相談や事業所相談に対応してまいりました。詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。

総務課長

先ほどの答弁と重複する部分もございますけども、もう少し詳しくお話をさせていた だきたいと思います。新型コロナウイルスの様々な影響につきましては、関係機関への 聞き取りにより、状況把握等、対応に努めてまいりました。住民の皆様からは、健康や 医療機関の受診に関する相談内容、また県外からの訪問や往来に関する内容、それから 納税や上下水道料金、また町営住宅の家賃等の猶予に関する内容、商工業者や農業者に 対する支援策、また融資に関する内容、定額給付金の請求や児童手当の上乗せに関する 内容など、多岐にわたって相談を受けてまいりました。福祉施設や医療機関等からは、 利用者や受診者の受入状況や対応の状況、またマスクや消毒液等の衛生資材が不足して いないか、そういった状況を聞き取りながら、衛生資材の入手が困難な施設、不足して いる施設に対しましては町の備蓄品や寄贈いただきましたマスク等を配給するなどし、 随時対応してまいったところでございます。その結果、各施設の御努力、献身的な御努 力もありまして、本日まで医療者や受診者の受け入れを停止したという施設はなく、開 所していただいているものと判断しております。また、商工業者の関係でございますが、 こちらは、アンケート調査の実施、また町職員が直接事業所等に電話をして状況を聞き 取るなどし、困っていることの内容について対応してきております。4月27日に新型コ ロナウイルス感染症対策に関わる区長会議を開催しまして、4区の区長さん方と情報交 換や対策について協議をしてまいりました。翌日の28日には、新型コロナウイルスに関 する経済対策情報共有連絡会議を開催いたしまして、こちらは、商工会、また町内の金 融機関、それから社会福祉協議会、こういったところと町内の経済状況や今後の見通し など協議をしてきたところでございます。

坂本議員

県が緊急事態宣言を発令したときには補償の話が出てきたと思うわけですけれども、30万円ということで、県が20万円、町が10万円っていうことで。だけれども、これには少し特典が――特典というか、足かせがありまして、やっぱりお酒を出していないと駄目ですとか、やっぱり営業時間が長くないと駄目とかいうことがありました。そういう話も、この会議の中で、商工業者との会議の中で、給付から外れるということの話も出てきたと思うんですけれども、そこら辺のところはどのような感じで皆さん言っていらっしゃいましたでしょうか。

総務課長

この問題は非常に大きな問題と町のほうも捉えておりますし、金融機関や事業所の皆さんも、ちょっと問題があるというか、何とかしてほしいという、課題があるという事

業だというふうに捉えて、話が出ました。っていうのは、やはり、そういった営業時間ですとか、そういった関係で漏れてしまう事業所があるというところが1つ困った部分ということでございまして、ぜひ、県におきましては一律で配っていただけないかというような要望もありますし、町としましても、ぜひそういった対応をしていただきたいなあというふうに考えているところでございます。

坂本議員

現状の商売の人たちのお話は理解しているとそちらのお話から考えられますけれども、その後、結局これはこのままの形になりまして、各市町村のそれぞれの対応によって、地方創生から出される場合もあるし、自分の町村の預金というか、あれを使いまして個別にお金を給付するような状況も持ったわけですけれども、そういうような考えには、そういう、それを既に行っているところもあったと思うわけです。5月の10日ぐらいには、既にそういう、箕輪町とか、そういうところが、例えば中川でもどんちゃん祭りをやらないから、その部分を給付タイプとして支援するというような話もあったわけですけれども、そういうふうな政策につながらなかったのは復興券があったからなんでしょうか、そこら辺はどうなんでしょうか。

町 長

まず、一番目の対策としまして自粛による経済が停止したということでございます。まず、これを各経営者、事業者が資金ショート、運転資金が詰まってくると、こういう部分を、まずは最初、対策を練らなければならないということの中で、一番最初に手がけたのが飯島町独自の融資制度の拡大とハードルを低くすること、これを手始めにやりました。今まで1,000万円上限だったものを2,000万円。そして7年間の利子を町が立て替えると、無利子。それと信用保証協会の保証料を町が支払うと、据置期間が18カ月。この部分においては、ほかの近隣市町村よりも非常に有利な部分であるという、金融機関の情報からですけれども、国の融資を借りるよりも飯島町の融資は非常によかったということで、まずは運転資金を支えることを手がけました。あと、各地区で行われるお祭り等につきましては、後ほどいろいろ手当てができる。まず第一段階としては経済の救済を行ったということでございます。

坂本議員

この話は前回の全協のときにも出たわけですけれども、この金額というのは、やはり中・大企業くらいでないと、大はちょっと足りないと思いますけど、中クラスの企業でないとこの金額を借りてやるっていうわけにはいかなくて、うちの町はどちらかというと本当に小さな会社がたくさんあるということが今回の復興券でも分かりましたが、個人経営者が多いところでありました。そういった中で、4月2日の町長発言、新聞の4月3日に報道されたのかな?予算執行方針説明会で、課長、係長40人で、今回の予算執行における中での話の中で、民間活力と融合したまちづくりを進めることを掲げているというような、長野日報で報道がありましたけれども、そういう中で、民間活力というのは、いわゆる大手企業という中よりかも個人の小さな商売をやっている方々とともに、市民のっていうか、住民の力とともに町をつくっていくという、そういうお話だと思うわけですが、そういう方たちへの支援っていう形の何か発想はなかったんでしょうか。

町 長

まず、国、県の支援、事業者に対する支援がありました。その情報が、その申請の仕 方等がまず的確に伝わっていなかったという部分、これを飯島町では、まずその詳細を インターネット等に掲示して、窓口では申請を細かに指導してきたということです。普通の企業も議員がおっしゃられる小さな企業も、それは町の活力の一因でありますから、無視したわけではございません。2,000万円は上限ですけれども、いろいろの形の中で借り入れることはできるはずです。復興券につきましては、1万円を5,000円で購入できるということなんですけども、お一人当たり5,000円という支援をさせていただきました。赤ちゃんからお年寄りまで全員に5,000円という金額。この金額は、国がお一人当たり10万円という給付金を配りました。国の10万円に対して5,000円、微々たるもんじゃないかというふうにおっしゃいますけれども、1億2,600万人、100兆円の経済規模の中で1人ずつに1万円という金額と、予算規模50億円、9,500人おる中の5,000円という、その割合は3桁ほど違うんです。そういう思いで、町民の皆さんによく我慢していただいたというお礼を込めて、お見舞金として出させていただきました。それは、お金はたくさんもらえたほうがいいと思いますけれども、いろいろの給付の仕方はあるんではないかなというふうに思っております。また、今後、国の対策も2弾3弾とございますので、皆様方から頂いたいろいろの角度から支援が考えられるということも十分承知しております。今後、対応してまいりたいと思っております。

坂本議員

次に、1-3に行きます。以前、バブル崩壊後ですが、2008年くらいだったと思いますが、失業者を町が緊急雇用したことがありました。そのときに、それは派遣の方たちだったりとか、かなりこの崩壊のときは外国人の方たちが、ブラジル系の方たちが母国へ帰ったりとかして大変でしたけれども、そのときに町が緊急雇用したことがあり、とても助かったと言われました。このような対策は今後必要となってくると思います。今は 10 万円も給付されておりますし、現在の状況では、ある程度、社協にも私も聞きに行きましたが、仕事がなくなった方とか、そういう方で来られたのは 3 人ぐらいとかっていうお話でしたので、これからが大変な時期になってくるかと思います。そういう中で、こういったような対策は取れないかということの質問でございます。

総務課長

新型コロナウイルス感染症の影響によります企業の倒産、また休業、失業の広がり、こういったものは、全国的に報道がされて、非常に危惧されているところだと思っております。飯島町におきましても、今後、事態が長期化すれば支援が必要となる方も増えてくるんではないかというふうに予測されますけれども、町としましても、どのような仕事をお願いできるか検討が必要となってまいります。現在、県でも緊急雇用等の事業が検討されておりますので、今後の国、県の動向を注視しながら、また町の状況を見据えた中で、必要となる支援を行ってまいりたいと、現在のところはそう考えております。

坂本議員

1-4に行きます。このコロナがどんどん日本の中に蔓延するようになってっていうか、そういうときに、住民の方たち、いろんな方と話をしましたら、その検査、最初のころは体温が 37 度 5 分ぐらい、3 日ぐらいあれば保健所を通して検査の申請をするというような形だったわけですけれども、だんだんそれが、何ていうか、落ち着くっていうか、そういうふうになってきたっていうか、どんどんひどくなってくるんですけれども、このPCR検査っていうのをもっと、ここに、1-4で言っていますように、多くの方

県も考えているということで、何かいい対策が取れればと思っております。

にやはり受けていただく、特にここでは言わなかったんですけれども、サービス業とか 飲食業とか、人と接することが多い職業の方たちにとっては、やはり自分自身もそうで すけれども、私は陰性ですよっていうことをはっきり明確にしたほうが仕事もやりやす いし、経済もそういう点では回っていくというか、だんだん正常の状態に戻っていく1 つのきっかけとなると思うわけです。海外の場合は結構PCR検査っていうのをやって いますから、かかっている方たちは多いんですけれど、亡くなっている人に対してかかっ ている方の人数が多いって、そういうような結果が出ていますが、アジアのほうはあん まりこういう検査をしていないというか、そういうところが多かったです。韓国は非常 にやりましたから、コロナの対策としてはある程度成功したというふうに言われており ますけれども、これは日本全体の話ですけれども、大分あちこちでやるような形の状況 に県内もなってきましたけれども、こういうふうなことはどう町長としては考えられて おられますでしょうか。

町 長坂本議員町 長

1-4の質問に入ったということでよろしいでしょうか。 はい。すみません。

今回のコロナウイルスの全容が、当初の1月から5カ月過ぎて、いろいろな形で実態 が把握できてきたんではないかなというふうに思います。整理しますと、感染者数で1 万7,000人、死亡者で約900人という数字が、データが出ております。この数字は、も う一つのデータと冷静に比べてみなければならないというふうに思っております。それ は、毎年毎年訪れるインフルエンザの流行でございます。インフルエンザ、毎年のイン フルエンザの患者数です。もう発病して、お医者さんに行って病気と認められた患者数 が、約、毎年1,000万人~2,000万人。コロナの場合には1万7,000人の感染者数です、 感染しただけ。インフルエンザは発病して 1,500 万人、2,000 万人という数字が毎年出 ております。これは厚生省のデータによります。死亡者を比べると、死亡者は 2,000 人 ~3,000人。今回のコロナウイルスは、現在では900人。2018年の実績のインフルエン ザの死亡者は3,325人でした。こういうデータの全容が比較できる、今、時点におりま す。非常に、見えないものですから恐怖感が非常にあおられたというふうに思っており ます。それはなぜかというと、姿が見えないし、第一に治療薬がないし、ワクチンがな いと、こういった部分で非常に不安が先行して、いろいろが中傷、非難中傷に向かって いったんではないかなというふうに考えられます。ですから、今後はワクチンや治療薬 の開発が最も大事だというふうに考えております。その治療薬、ワクチンができるまで の間、PCR検査を行わなければならないと思いますけども、このPCR検査も非常に 正確度に欠けているということを聞いております。約30%の正確度だということです。 こういった状況でございますので、しっかりとした情報を基に、誹謗中傷することなく、 冷静に対応しなければならないんじゃないかなというふうに思います。それで、こうい うインフルエンザや風邪、あるいはコロナウイルスは共通して同じくくりなんですけど も、2弾3弾と再発が予想されます。そのときには、しっかりと、こういった状況を踏 まえた中で、町民の皆様や国民が冷静に対応することが必要だと私は考えております。

議長

9番 浜田稔議員。

9番

浜田議員

それでは、通告順に質問を行います。ただいま町長から驚くべき楽観的な発言が出ま したけども、今回、通告の範囲外ですので、ぜひ9月に具体的なデータに基づいてお話 を伺いたいと思います。

まず、1番目の質問は、感染症対策委員会は心の通う告知放送を行うべきという内容でございます。通告書に書いたとおり町民への感染症対策を求める放送が上から目線だという声が少なからぬ町民から聞かれました。中川村にも聞こえる場所があるもんですから、お隣の村からもそれに近い感想をいただくようなことがありました。この放送の中には、町民の協力に対する感謝も、あるいは相談窓口がどこであるかというふうな御案内もなかったわけですね。こういう放送が本当に適切だったのかどうかということについて、実際に放送をお聞きになっていると思いますけども、町長の印象といいますか、感触をまず最初にお伺いしたいと思います。

町 長

新型コロナウイルス感染症対策本部では、町の公式ホームページをはじめ、防災行政無線、いいちゃんメール、CATV行政チャンネル、CEK音声告知などのほか、町広報誌や隣組回覧、自治会未加入者への通知、広報車活動、ポスター掲示などなど、さまざまな媒体を通じて感染予防や蔓延予防に向けた住民周知を行ってまいりました。町民の皆様方には、感染抑止に多大なる御協力をいただき、大事に至ることなく過ごすことができました。御理解と御協力をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。この告知の媒体、いろいろございます。上から目線だという印象を持たれた方もおるということでございます。しかし、そういった御意見をすぐいただきたい。飯島町は、その言いようはいつでも直せます。そういうふうにお感じになられたら、今日の今日ではなく、常にそういった状況をお知らせいただければ、飯島町はいつでも修正いたします。よろしくお願いいたします。

浜田議員

そういう苦情を述べなかった町民が悪いのだとはおっしゃっていないのかもしれませんけど、新型コロナ対策で称賛を浴びたメルケル首相の演説とは、私は非常に対照的だったというふうに思って町の放送を聞いていました。ドイツでは、日本と比べものにならないほど厳しい規制を課したわけですけど、メルケル首相はこんなふうな演説を述べているわけですね。私は皆様に約束します。連邦政府は、特に雇用を守るために可能なことを全て行います。連邦政府は、必要なものを全て投入する能力があり、また、それを実行に移す予定です。それから、めったに感謝されることない方たちにもお礼を言わせてください。このような状況下で日々のスーパーのレジに座っている方、商品棚を補充している方。こういう演説をなさっていたわけですね。それから、政府として何が修正できるか、何がまた必要なのかを常に新たに審議します。状況は刻々と変わります。私たちは、その中で学習能力を維持して、いつでも考え直し、他の手段で対応できるようにします。そうなれば、それも御説明します。つまり、首相の言っていることは何かというと、3つの点を言っていると私は理解したんですね。つまり、政府として何を約束するのかということをきちんと語っている。それから、国民に対してきちんと感謝の気

持ちを伝えている。それから、方針の変更については説明するということを明言しているわけです。朝から晩まで同じメッセージを工夫もなく繰り返す姿勢とは大きく違っていたのではないでしょうか。これは、町民の指摘を待つ以前に放送する側が考えるべきことではないかというふうに私は思いますけども、町長はいかがお考えでしょう。

総務課長

告知放送、防災行政無線での放送の関係でございますが、感染予防や蔓延防止を徹底しなくてはならないと、そういった重大な局面であることを踏まえまして、町では不断不休の情報収集と情報発信、また、ちゅうちょせず、空振りを恐れない、そういった姿勢で臨んでまいったところでございます。言葉使いが厳しい部分もあったかと思いますけれども、今後も、そのときの状況に応じた適切な言葉使い、これに注意しまして行ってまいりたいというふうに思っております。また、協力への感謝、相談窓口の案内などがなかったのではという御指摘につきましては、県下並びに管内の感染状況が改善されつつある状況を確認しながら、住民の皆様にも御協力いただいている旨を申し添えるなど、その都度、言葉使いにも注意し対応してまいりたいと考えております。なお、相談窓口の案内については、無線での放送ではなくて、ほかの媒体で対応してきたところでございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

浜田議員

おっしゃっている感覚は分かりました。ただ、これ、自粛要請という非常に日本語と して訳の分かんない制度の下で行われたことなんですね。自粛を要請するって本当はお かしい話で、自分で決めるべきことを他人が要請するわけですから。こうなってしまっ た中身というのは、結局、自己責任で休業しなさいっていうのが背景にあって、それに 対して補償もしませんよ、そういう仕組みがあって、その一方で、行政はそうはいって も具体的な行動を求めざるを得ない、このずれがそのまま放送の中に現れたのかなって いうふうに私は思っています。これ以上は、もう感覚のずれというしかないんで申し上 げませんが、1つだけ、日経新聞系のサイトや雑誌にページを持っている非常に辛口の コラムニストの方がある文章を書いていました。その中の一部をちょっと御紹介してお いて、今後の御参考にしていただきたいと思うんですけども、こういう文章です。一人 一人が○○の意識を持ってというのは、上に立つことになった日本人が必ず持ち出しに かかる話し方で、これを言っている人間は、多くの場合、人間の集団を指導している自 分の権力に酩酊しているんだ。だからこそ一人一人がなどという調子ぶっこいた忠告を まき散らすことができると。休業補償も約束されず、現金給付には煩雑な条件をつけら れている中で、一人一人の自覚だの、自分が感染者かもしれないという意識だのという おためごかしの説教を浴びせかけられる状況がこの先何カ月も続くのか。もちろん、こ の印象を全ての方が持っているわけではありません。けれども、実際には、私も町内の いろんな方の事情を聞いていますけれども、1週間の出勤時間が半分に減っているとか、 あるいは派遣切り直前の状況にあるとか、あるいは商店をやめなければいけないとか、 そういう状況に直面している中で一方的に心構え論だけを説かれる側の人間の違和感と いうのは、改めて理解していただきたい。それは、行政側の必要だけをしゃべるのでは なくて、やはりそういう町内の方々に思いをいたして告知放送をすべきではないかとい うことだけつけ加えて、次の質問に移ります。

質問2番目ですけれども、形骸化した組織などへの支出をコロナ対策にということで す。町長の楽観論と私は全く逆に思っていまして、今までコウモリが中間宿主、宿主で あったと言われていたのが、実は人間に移ったんではないかというぐらい私は思ってい ます。洞窟の中で密集しているよりもはるかに過密な状態で世界中を飛び歩いている動 物が人間ですから。そんな中で新しい生活というのが、これもいろんな言い方があって、 中身はいかがかと思うんですけども、そんなことが語られています。いずれにしても、 やはり社会構造全体を何らかの形で変えなければいけないという動きが多くの国民に意 識されている中で、私たちもそういう段階にあるっていうことを考えるべき時代に至っ ているのかなあというふうに考えています。その中で、細かい話ですけれども、実は、 3月の予算審査の中ではあんまり細か過ぎて言わなかったんですけれども、この機会に 町の予算の中でも形骸化している、あるいはもう不要不急の組織への負担金等が計上さ れていることが幾つか目に見えてきました。社会全体の在り方を見直す中で、こういっ た予算を思い切って断ち切って、その中で可能なものがあれば、先ほど申し上げたよう なコロナ対策にも振り向けるべきではないかということを提案していきたいと思ってい ます。これだけでは抽象的なんで、幾つか具体例を挙げますけれども、例えば、私も去 年までは自治会長でしたけれども、自治会役員が迷惑している組織って幾つかあります。 防犯指導員ですとか、環境衛生自治会の町代表だとか、これが伊南や上伊那の形ばかり の事業に参加するために平日1日を潰して町代表として出ていくようなことになってい るわけです。それから、各種の期成同盟会っていうのがありますね、国道だとか治山治 水だとか。その中に、実は、国道153号伊南バイパス建設促進期成同盟会の費用1万円っ ていうのが計上されていました。1万円が多いかどうかっていう問題もあるんですけど も、153 号伊南バイパスってもうできたんではないかというふうに私は思ったんですが、 実はそうではなかったんですね、あれは4車線になって初めて完成するんだから、それ までは期成同盟会を維持するんだと。一体いつの話をしているんですかね、これ。必要 になったら再開すればいいような話を、ただ形だけずっとつないでいると。この種の期 成同盟会っていうのは、時々、区会だとか、それから当該自治会の役員なんかも呼ばれ て、予算、決算の報告書を一緒に聞いて、場合によっては、その後、懇親会がある、こ んなやり方になっていて、本当に実体のない、しかも普通の住民にとっては負担のよう なことがずっと行われている。もう一つびっくりしたのが伊南地区農業振興連絡協議会、 これは9万円です。私も農業の端くれやっていますけども、聞いたこともない組織で、 何をやっているのかっていうのもよく分かんなかったですね。決算書を拝見しました。 これは、実態は、伊南4市町村長と、それからJA幹部の研修会ですね。4市町村で、 研修で25万円、会議費で10万円超。実際、昨年度は、一昨年度かな、ヤンマーと全農 トマトランドを視察したということになっている。これは市町村長が見識を深めるため に必要だったのかもしれませんけれども、その結果というのは農業者にフィードバック されたわけでもありませんし、本当に必要なのか。それから、上伊那山林協会 40 万円、 「もりもり上伊那 山の感謝祭」っていうのがたしか「いなっせ」でありました。私も 実は行きました。飯島町からも何人か参加しておられました、林務委員の方々も含めて。

実際行われていたのは、表彰と講演と、それからちょっとした展示だったというふうに 思います。全く無意味とは言いませんけれども、それほど具体的なアウトプットがない んですよね、私が見るところでは。多くは年1回、形ばかりに事業をやって、表彰式を やって、その後、関係者の親睦を深める、こんなことが繰り返されてきたと。これ、総 額を集めると、それはそれで一定の金額になると思っています。ですので、これを機会 に、こういった組織の全面的な見直しを飯島町から提案してはどうかというふうに考え ますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

各種上部団体や関係団体等への負担金につきましては、3月議会で新年度予算として お認めいただき、各種団体の目的に沿った事業が当町の諸施策にも反映されていると認 識しております。コロナウイルス感染症対策の影響により、これらの事業を単に取りや めることよりも、コロナウイルス感染症対策を踏まえた新しい生活様式や将来への産業 振興等を含めて、さらなる時代の変化への研究、研修の機会になるよう努めてまいりた いと思っております。町が補助金を支出しています町内の諸団体について、町民からの 会費を減額すべきとの御提案をいただいておりました。団体それぞれの考えや取り組み 方がありますので、組織の実情や今後を見据え、各団体で熟慮してもらいたいと思いま す。新しい生活様式が打ち出されました。これをよい機会と捉え、コロナの機会をよい 機会と捉え、将来に向けた会の運営や会費等について十分に今後検討を進めていってほ しいというふうに思っております。幾つか議員は無駄な会の例を挙げていただきました けれども、その会がある限り、理由があって必要性があってつくられた会ということも あります。しかし、時代が変わってきておりますので、変化しなければならないという ことも分かります。いろいろ全てについてああだこうだ反論はしませんけれども、例え ば伊南地区の農業振興で4市町村と農業関係者が研修会に行きます。意外と町村長は、 そういった研修の場が少ない、陳情の場ではあちらこちら回りますけども、そういった 農業の状態とか現実の現場を見るということは非常に少ない。ですから、私は、昨年の 勉強会、非常に勉強になりました。今のスマート農業の現場を見てきたんです。そして、 帰ってきて農業者の方々と話したときに、もう自動で機械を動かしたいと、そのために は町の中心にでかいアンテナが欲しいんだと、それはそうだよねえ、次の時代の農業を 見てきましたから、私はすぐ理解できました。そういった部分で、無駄ではないという ふうに思っております。しかし、あの会を毎年毎年というよりも、まず2年に1度にし ようよという提案をさせていただいております。4市町村おりますので、一気には進み ませんけど、まずは幹事会の皆様方に根回しをして、全体としてそういう方向性を考え てほしいということの提案はしておるところでございます。以上です。

浜田議員

農業振興連絡協議会について新しい提案をなさっているっていうことで、ぜひ見直しを求めるものであります。実際問題、例えば25万円あれば、もっと講師をお招きして、4市町村長だけが独占するのではなくて、もっと中身の濃い講演会を行うこともできますし、ハイテクの農業であれば、今、ユーチューブでも何でも幾らでも見ることができるんで、研修旅行に行くばかりがやり方ではないのではないのかなあというふうに思っています。ともあれ、ちょっと私がまだ質問していないところまで御返事をいただいて

しまったので、そのことについて若干補足しておきたいと思います。この2番目の質問のもう一点は、町が補助金を支出している町内諸団体が行事の縮小などで支出が減った場合、これを町に返せというのはいささかいろんな問題があろうかというふうに思いますけれども、その行事の縮小で余ったお金を翌年度に繰り越すのではなくて、例えば翌年度の会費等の徴収をやめるように町のほうから勧告してはどうか、こういう提案です。そんなに大きな話ではないように思うんですけども、実際には、先ほども出ていましたけども、例えばどんちゃん祭りをやめた分を復興資金に回すとか、飯島でも既に、昨日でしたっけ、行事が1つ中止になった分が予算の中で浮上しておりましたですよね。ですので、明らかに今回ほとんど不可抗力でやらなかった行事に対して、それを繰り越して来年度のお金にするよりは、それを会員の皆さん、自治会であるのか区会であるのか様々な住民団体であるのか、そういう皆さんのところに減額してお返しをして、少しでもコロナに対する経済的な影響を軽減してはどうかと、それを町が命令するわけにはいかないと思いますけれども、アドバイスしてはどうかという提案であります。今、町長から理解いただきましたので、見える形で進めていただきたいということを求めて、3番目の質問に移りたいと思います。

3番目の質問は、感染症下での防災の在り方はどうであるのかっていうことですね。 今回の感染症が様々な人間関係の規制を求めることになったのは繰り返すまでもないこ とですけれども、特に最近、近隣では地震が散発しています。それから、この感染症が 始まったときに、大きな懸念がやはり全国で語られる場面がありました。既に医療崩壊 すれすれの地域もあったわけで、ここに、もし例えば直下型の地震ですとか、あるいは 東南海の地震ですとかあった場合に、医者だけが助かるわけではないわけですね。同じ 確率で危険な目に合うわけです。それだけで医療の能力は減ってしまうわけです。そう いった状況の中で、しかも感染症を避けながら、住民は可能な限り避難しなければいけ ないということになろうかと思うわけですけども、そうした場合に今までの避難所の在 り方というのは通用しないんではないかというふうに考えるわけです、全く3密そのも のなわけですから。それから、感染者も当然避難者の中には含まれる可能性があります。 医療機関も勝手に逃げてもらいたいというレベルでは済まないぐらい医療従事者は大切 な存在であることが今回再確認されたというふうに思っています。ですので、こういっ たことの検討は進んでいますかということをお伺いしたいと思います。町として、これ、 防災訓練はあるわけですけれども、防災訓練の後に災害が起こると決まっているわけで はないんで、もう時期を遅らせずに今からこういう考え方だっていうことを示す時期で はないかというふうに思いますけども、町長の考えをお尋ねします。

町 長

4月22日以降、長野県中部地方や岐阜県飛騨地方を震源とする地震活動が続いておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災対策は、議員おっしゃるとおり緊急の課題だと思っております。これまでの防災の対策につきましては、大規模災害と感染症が同時に起きた場合、いわゆる複合災害についての検討が足りなかった部分が非常にあるかというふうに思っております。国からは、避難所開設に関わる衛生対策の徹底や指定避難所以外の避難所の開設、ホテルや旅館等の活用といった技術的助言

がありました。また、県からは避難所運営マニュアル策定方針の改訂などの情報が寄せられております。これらを基に町の対策について検討しているところでございます。詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。

総務課長

災害時におけます衛生的な避難所の設営につきまして、現在、具体的な検討を行って おるところですが、当町の場合、活用できる施設は既に避難所指定しております。また、 先ほど県と国からのありましたとおり宿泊施設というような提案もあるわけなんですが、 当町においてはそういった宿泊施設も限られているという状況でございますので、建物 に損傷のなかった場合、耐震化等が十分なされているような建物、そういった御自宅で の生活、これも1つの対応策としなければいけないのかなあということ、また、今後、 町内の企業の皆さん、こういった施設につきましても耐震化等が進んでいる場合もござ います。こういったところの連携も視野に入れた検討をしていきたいというふうに考え ております。また、これと並行しまして、さきの臨時会において承認いただきました地 方創生臨時交付金を活用した有事の際に避難所の衛生環境を確保するための資材、これ は既に配備する計画でおります。なお、感染者への対処についてですが、県の避難所運 営マニュアルにも示されておりますが、避難所到着時における健康状態の確認や症状の ある方の専用スペースの確保を確実に行うこと、これは最も重要なことかなあというふ うに思っております。また、医療機関を守るという方策につきましては、今後、町内の 医療機関の皆様の意見も聞き取りながらルールづくりを進めてまいりたいということで ございます。よろしくお願いしたいと思います。

浜田議員

今朝の新聞にも県が車での避難先のマップを出していました。これがいいのかどうかっていうのは、ちょっとよく考えてみないと分からないと思うんですけど、いずれにしても従来の考え方にとらわれない避難所の、避難先の検討をぜひ急いで進めていただきたいというふうに思います。実は、私が3月まで自治会長やっていた本郷第一自治会では、避難先についていろいろ議論する中で、キュウリ団地のガラスハウスを使ってはどうかという話もあったんですね。意外にビニールハウスっていうのは地震に対しては強くて、面積は比較的広いんで、あらかじめ事業者、キュウリ食べていいのかという問題がありますけども、その事業者とある程度調整をつけるとか、それから、感染症対策について言えば、もともと発熱外来は分離すべきだという意見があちこちから出ていたと思います。これはテントタイプのものもありますけれども、そういったことも含めて、従来の視点にとらわれずに、できるだけ早く、防災訓練を待ってやるということではなくて、小出しでも結構ですから、町としては次々にガイドラインを出していかないと、これから大雨の季節にもなりますし、何となく天候も不安定化しているように思いますので、完成形ではなくてもいいと思いますので、そういったことを積極的に進めていただきたいということを要望して、質問を終わります。

議長

ここで休憩を取ります。再開時刻は10時25分といたします。休憩。

休 憩

午前10時12分

再 開 午前10時25分

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。 6番 好村拓洋議員。

6番 好村議員

それでは、通告順に一般質問を始めます。今回の質問は、新型コロナ対策と今後の町の将来像について町長の考えを伺っていきたいと思います。多少ほかの議員と重複する部分もあろうかと思いますが、そこはよろしくお願いします。新型コロナウイルスは、御承知のとおり世界中に蔓延し、6月7日の14時、NHK発表によりますと、世界の感染者数は680万人を超えております。昨日の時点で既に700万人を超えたということで、死者も約40万人、日本でも累計感染者数1万7,000人を超え、死亡者数も900名を超えました。長野県でも累計76名の方の感染が確認され、ホームページを見ると、そのほとんどの方が退院されてはいますが、近頃、また東京や北九州等の感染状況を見ると、予断を許さないのかなというふうに思っております。そこで、今回の質問は、現在までのコロナ騒ぎで出てきた課題に対する対策と、今後、コロナとの共存を前提に町長の町の将来像について伺っていきます。

それでは質問要旨に入ります。1-1、感染者に対する度が過ぎる非難が各地で起き ています。幸い当町では感染者が出ていませんが、出た場合の対応はどうするのかとい う質問です。3月からこれまでの間、日本各地でコロナ感染者に対するバッシング、個 人の特定や個人情報の漏えいなどが起きております。また、県内、南信ですけれど、私 の耳に入った情報では、感染者が職を退職せざるを得なくなったり、家に投石による窓 の器物損壊、結果的に、その方は地域からの引っ越しを余儀なくされたという方もいる と聞いております。当然、全国を見ると、感染者の方には軽率な行動をしてしまっただっ たりとか、ちょっと一般常識では考えられないような行動をとられた方もいるのは事実 です。ですが、そういう方が少人数だったからこそ、ここまでコロナ感染を抑え込めて きたとも考えられます。なので、そういった投石や個人の特定等は、やり過ぎ、行き過 ぎ、犯罪だと思います。これも、日本のよくも悪くも同調圧力が働いて、自粛警察とい う言葉も出てきておりますが、そういったことなのかなと思います。感染者が当町で出 ていないことはすばらしいことですが、今、私もそうなんですけれども、恐らく町民の 方が思われているのが、第1号にはなりたくないんだという声も聞きます、私は。先ほ ど前段で申し上げたとおり、私は、今回の新型コロナウイルスはワクチンが開発され一 般的に出回るまで最低数年かかると、そういった報道もあります。まだ不明な部分も多 いコロナ感染症ですので確実なことは言えませんが、今後1~2年で世界人口の6割が 感染するだろうという報道もあります。当然、感染しないに越したことはないですが、 感染者が出るのが当たり前の世の中にフェーズが移行していると思います。これは、先 ほど町長もインフルエンザと比較されたっていうところでは、季節病になってしまうの かなあというふうに思います。今までは、とにかく感染者とその濃厚接触者を追う、ク ラスター対策とPCR検査を絞ったため、医療崩壊をぎりぎり防げたように考えており

ます。ただ、無症状が8割と言われているコロナウイルスですので、無症状感染者まで しっかり抑え込めない状況では、いつ当町で感染者が出ても不思議ではありません。そ こで、当町で感染者が出た場合どのような対応をするのか、お考えを伺います。

町 長

好村議員にお答えします。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国各地で感染者をはじめ医療従事者等に対する偏見や差別などが社会問題となっています。このことは、新型コロナウイルスが発生するしないに関わらず、メディアはもとより、私たち一人一人が、そして地域社会全体で、偏見や差別を広めないよう、モラルと高い意識を持って、正確な情報に基づいた冷静な対応を心がけていく必要があると思っております。町は、これまで同様、町民の皆様に偏見や差別をすることのないよう正確な情報に基づいた冷静な対応を引き続き呼びかけてまいります。

好村議員

冷静な対応を呼びかけるっていうことなんですけれども、私が言いたのは、今回、残 念ながら新型コロナウイルス封じ込めに失敗したと、世界的に。ただし、町長が言われ るように、私は悲観も楽観もしません。封じ込めに失敗してしまった今、ワクチンはま だ開発されていませんし一般に出回っておりませんが、今後は、インフルエンザウイル スなどと同様、毎年、季節病になるかどうかはちょっとまだ分かりませんけれども、あ る意味、既にもう当たり前の感染症、誰がかかってもおかしくない、そういう認識が必 要なんじゃないかなと思います。ですので、誰がかかってもおかしくないので、過激な 非難を未然に防ぐ、インフルエンザにかかって過激な非難をする方は今この世の中にい ないと思いますし、そういった認識が非常に、町民のみならず、全国で必要なのかなと 思います。例えば、これもちょっと報道で聞いたんですけれども、ベトナムでは、抑え 込みにかなり成功した国と言われていますけれども、徹底した検査と隔離を徹底してい るようです。1人の感染が確認されると、無症状の人を含めた濃厚接触者も、多くが感 染リスクのある自宅ではなく、政府が管理する施設や病院で待機することになっていま す。そうして退院してきた人は、地域の人々から非難されるのではなく、逆に、災難だっ たねというねぎらいの言葉というか、そういったお国柄というか、そういうふうになっ ているようです。私は、これは、飯島町でもぜひそうした認識、もう誰がかかってもお かしくないという認識の下で、町民同士がお互いをいたわれるように、そういった住民 への周知も、今後は、正確な情報だけではなくて、そういった周知も必要だと思います けれども、その点について町長のお考えを伺います。

町 長

世界からの日本の今回のコロナウイルスに対する数字だけの評価だと思いますけれども、意外と日本での感染・死亡者数というのは世界に比べて少なかったと、こういう評価でしたね。日本の国民性といいますか、日本人の生活習慣というか、日本人の文化、体質的なものについては、ちょっとこれは想像だけの夢物語になってしまいますので、そういうことが総合して、死亡者、感染者数は、その裏にはまだまだいっぱい数字が隠れているんではないかと思いますんで、インフルエンザとしても感染者数はものすごく多いと思います。ただ、発病した人がこの間も言ったように一年間で1,500万人、先ほども申し上げた1,500万人、発病者、患者数。そういうことを死亡者だけでも捉えていくと、本当にお亡くなりになった方はお気の毒で、御冥福をお祈り申し上げる次第でご

ざいますけれども、非常に世界に比べて少なかったと、どうしてかなあということで注 目を浴びておるというふうに思います。なおかつ、ほかの国は強制的にロックダウンを しなければ人が動いてしまうということの中で、欧米諸国では法律的にロックダウンを したと。しかし日本は、本当に生ぬるい感じがしますけれども、自粛要請ということの 中でね、それに8割移動制限という目標に対してみんなが自主的に頑張っちゃったと、 こういう国民性もある。これは日本人が世界民族の中で非常に優れた部分なのかなあ、 あるいは農耕民族の横並びの社会がここに出てきておるのかなあとも、いろいろ考えら れますけれども、そういった総合的なものが今回の比較的世界から見ると少なかったと いう部分ではなかったかなあというふうに考えております。今後、知らないものですか ら、新型コロナウイルスと。普通、コロナウイルスは、普通のインフルエンザもコロナ ウイルスなんですね、これね。新型コロナウイルスって何か聞き慣れないことを入れる もんですから、本当に新しい病気で、恐怖感が非常に強かったというふうに思います。 当然、知らないから恐怖感があるんですけども。その中で、いろいろの度を超した非難、 中傷をしてしまった方もおられると思いますけれども、先ほど言ったように、日本人の 中に抗体がだんだんに備わっていって、これが普通の風邪と変わらないんだというよう な感じになる、そういう理解を深めるまでには、今は時間がかかると思いますけども、 町民みんなが、たとえそういった患者さんが出たとしてもしっかりと見守っていく姿勢 は大事だと思っています。

好村議員

今、町長のお答えで感染者数っていう言葉と抗体っていう部分の言葉があったかと思うんですけれども、ちょっと私と、やっぱり微妙な、やっぱずれがあるのかなあと。まず感染者数なんですけれども、私は、何ていうんですかね、今んところ分かった、コロナについて分かったことに関しては、感染者確認数が1万7,000人を超えている。8割が無症状。日本は、無症状の人にPCR検査をそんなにやっているのかっていう考えでいくと、1万7,000人を例えば2万人にした場合に、潜在的には10万人はいるだろうと、私はそういうふうに考えています。今は、先ほども申し上げましたけれども、今はワクチンが一般的に出回るまでは数年かかるだろうと、それまでは本当にコロナウイルスは脅威だという認識を持っていただきたいなと、それは町長に求めたいと思います。抗体についてのお話もあったかと思うんですけれども、抗体も数カ月続くのか、ずっと永遠にその方が亡くなるまで持ち続けるものなのかも今はまだ分かっていません。そういったことを考えますと、インフルエンザのように、もう抑え込みに失敗してしまったので人類は、ずっと付き合っていくしかないんですけれども、まず、ワクチンができるまでの数年間、そこはしっかりと町として対応を求めたいと思います。

1-2の質問に入ります。多少ここから少し明るい未来を目指していきたいと思うんですけれども、コロナ終息後の町の姿をどのように考えているかという質問です。既に地域経済に多大な影響が出ており、仕事の減少、テレワークへの対応、資金繰りへの対応など、生活基盤全体が揺らいでいます。また、新しい生活様式を示されていますけれども、企業、個人への対応も求められています。このような現状の中、終息に向かって町の姿を今後どのように捉えているか、まず町長の考えを伺います。

町 長

コロナ終息後の町の姿ということですけども、非常に幅の広い、想像性を持って答え なければならない御質問かと思います。できる限り元の経済や社会活動が戻ることをま ずは願っております。コロナによる生活、経済の変化は、今後、世界的な規模でいろい ろなものが変わってくるのかなあと予感されます。特に生活を支える根底の経済の部分 については、これから社会経済の動向というのをしっかり注視しなければならないのか なというふうに考えております。差し当たって、御質問でございますので、考えを述べ させていただければ、今までの世界経済というのは、1つの方向性、いわゆるグローバ リズムの経済を推進してきた。これは、人、物、金の国境をなくそうということです。 お金、あるいは物、自由貿易、最近では人の移動、ここがうまくいかなかったですね、 ヨーロッパでも反発くらいました。そういうことにしっかりと国境というものを設けて 管理しようよということになってくると、グローバリズムの根底が崩れるんではないか なというふうに思っております。今まで中国が世界の工場として安い労働賃金によって 非常に安い商品を世界にばらまいてきた。それで、世界各国は、その恩恵を被って非常 に安い商品を手に入れることができた。しかし、今、見直されるのは、工業、生産の構 造の変化、いわゆる中国へ会社を移転して安い労働賃金を使って世界へ物を売るという、 そういうパターンから、国内でサプライチェーンを確立できないかということ。工業も しかり、自給自足の時代。また、食料についても、こういう時代になってきますと、輸 出が止まった、飛行機、船が止まったという状況があります。そういった中で、自給率、 食の自給率も高めなければならないという意識は当然上がってくるのかなというふうに 思っております。そういった中で、大きく価値観というものが変わってくるのではない かなというふうに思っています。飯島町の方向性も、当然経済を基盤にする。その基盤 は当然日本の経済基盤。ひいては世界の経済基盤の動向によることが大変影響されると 思います。ですから、今後の変化についてしっかりと洞察する中で対応していく必要が あるのかなあというふうに思っています。飯島町は緑豊かな田園風景の町、これは不動 のものだと思います。これはどんな時代でも追い求めなくてはならない。その中で、今 ある飯島町の必要な産業、農業は、しっかり基幹産業として捉えていますけども、しっ かりと、そういったのを国の施策でしっかり守られることが大事だろうし、先日、種苗 法等の御議論も拝見させていただきましたけども、自国の食を守るという観点は今後大 事になるのではないかなというふうに思っております。

好村議員

町長から町の姿について、どちらかというと世界の話を講演いただいたような気がしますけれども、1-3の質問のほうに移って行きます。

質問要旨1-3、東日本大震災の後に暮らし方の変化を求め移住ニーズが増えたと私は認識しております。私が来た地域おこし協力隊もその1つだと思います。今回のコロナ、数年かかるとは思いますけれども、その数年後、移住のニーズが再び増えると考えますけれども、町としてどう取り組んでいくかという質問です。私がこの町に来たきっかけは、自然エネルギーという要綱の中で、募集内容の中で、ポテンシャルが非常にすばらしいと、素人でしたけど、素人が見てもすばらしい本当に田園風景ですし、水も豊富なのかなあというふうに可能性をすごく感じました。さらに端的に言うと、東京での

暮らし方に疑問を持ったからです。具体的には、東京は、自分たちが大量に消費してい る電力、ほとんど地方に発電所があります。また、震災の翌年だったかと思うんですけ れども、まだ圏央道が通っていなかったとき、建設中だったときですけれども、首都高 速が数日間凍結しました。通行止めです。そのときに何が起こったかというと、スーパー から一瞬で物がなくなります。食料自給率、東京は1%未満ですので、至極当たり前の 話なんですけれども、やはりそういった一極集中の弊害があるんじゃないかなと疑問に 思ったから、私は地方に目を向けたというか、暮らし方を求めたわけです。今回のコロ ナ、大分活動も、企業も再開して、相変わらず満員電車で皆さんおびえながら出勤され ているとは思うんですけれども、やはり暮らし方の変化を求める動きが出てくると思わ れます。また、先ほどもありましたけれども、最近本当に地震も増え、東京だと、本当 に下町で火災に巻き込まれ亡くなる方がもう数万人規模、多ければ10万人超えます。や はり、そういった方の移住ニーズの高まりが今後期待できるかなあと思います。これは 町長が唱える田園回帰の田舎暮らしランキング日本一っていうニーズの政策とも合致し ます。当然、今、本当にコロナ対策、熱心にやっている状況は、伝わってはきます。近 隣に比べて定額給付金も早かったですし、くらし復興券、これは、地域の経済を早急に 何とかしたいっていう町長の思いは伝わっています。そういった中で、やはり頭の片隅、 どこか冷静な部分で、次、何が起きるかっていう、そのニーズをやっぱりくみ取って、 今から、私は以前から人口減少について質問したりとか、今後本当に急激に減ると思わ れる町民の町内人口、それをやっぱりいかに緩和する、維持するっていう部分でも、移 住の政策はより強化するべきだと思いますけれども、その点について町長のお考えを伺 います。

町 長

地方への移住ニーズが高まるのではないかと、こういう御質問です。私もそのように 思っています。基本的には、先ほど申し上げましたとおりに、価値観ががらっと変わる と、生活、何を求めて何を価値とするのかという考え方が変わってくるのではないかな と思います。今まで経済最優先で都市へ人口が流れました。その結果、密なる状況が生 まれ、非常に感染しやすい状況の中で生活しなきゃならないと、こういう経験を人間は したわけです。そういったことで、いわゆる現代の疎開と申しますか、田舎への回帰、 田園への回帰という価値観が大きく育ってくるのかなというふうに思っております。人 口減少、今まで都市へ都市へとして流れてしまった各地方の自治体にとっては歓迎すべ き時代を迎えるのかなあというふうに思っておりますけれども、飯島町も期待しますけ ども、さらにリニア新時代を迎えるということの中で、非常に注目される場所になるの かなというふうに思いますけれども、まずは飯島町から仕事のために都市へ出て行った 方々に、まずは、もう一度田舎を振り向いてもらいたい、帰ってきていただきたいとい うふうに思います。そんな部分での対策をどんな方法があるか考えていきたいし、今回 の対策の中で学生さん、都市で学ぶ学生さんに支援をさせていただきました。飯島町営 業部の食部会からもお米をお届けいただいたり、また飯島町独自に飯島町の産物を送っ てやってくださいということで、御家庭、都市で学ぶ、コロナで田舎へ帰れない学生さ んのために飯島町の商品を送ってやってねという思いを込めて1万円のくらし復興券を

配布、無料で配布させていただきます、これは支援ですね。そんなことで、学生とつながろうという思いの中で、そんな対応もさせていただきました。いずれにしても、地元から離れた人たちが地元へ帰ってきてくれたほうが、非常に地元のことはよく分かっておるわけですから、まずはトラブルも少ない部分で、まず広げて、最終的には――最終的と言いますか、根底に流れるのは、やっぱり飯島町の生活の魅力、これをしっかり引き継いで、魅力を磨いて発信していくことが行政、財政の目標かなというふうに考えております。そんな思いで、今後努力をしてまいりたいと思っております。

好村議員

国はいまだに一極集中に向かっていますので、そう簡単ではないですし、総体的に見ると、やはり地方から都市へという流れは変えられないのかなあと思いますが、そんな中でも、やっぱり都市から移住されたい方の、やっぱり迎え入れる体制はぜひ取っていただきたいなと思います。今回の質問を通じて、提言というほどでもないですけれども、今回、商売でかなり打撃を受けた方たちも、やっぱり消費者が増える、人が増えれば消費が増えるわけですから、そういった商売のチャンスを、ぜひ機会を今後も、人が維持できるんであれば商売をまた新たに始めようかなあとか、そういったことを取り組むチャンスかなと、また、人が増えることによって空き家の利活用、耕作放棄地の利活用にも進むかなあと思いますので、積極的に取り組むことを求めて、一般質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休憩

午前10時55分

再 開

午前10時56分

議長

会議を再開します。一般質問を続けます。

2番 三浦寿美子議員。

2番三浦議員

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。今回は1件、「新型コロナウイルス感染症予防のための自粛の影響と今後の取り組みについて」ということで質問をしたいと思います。

最初、1番、報道などによれば、小規模の介護事業所がコロナ自粛の影響で利用者が減り、経営不振で閉鎖に追い込まれたところもあるというふうに言っております。また、医療機関では、受診に行くことを恐れ、電話での受診で薬を処方する患者が増え、収益が落ち込むなど、経営に影響が出ているとも言われております。6月1日付の信濃毎日新聞には、県保険医協会が県内の会員の開業医に行ったアンケート結果と日本病院会の相澤病院、相澤会長の訴えが掲載されておりました。開業医からは、4月の外来患者が減ったとの回答が88%、収入減が84%とのことです。町内の医療機関に聞いたところ、患者数が減っているとのこと、電話での薬のみの対応が増えている、1日当たりの収益がかなり減っていると言っております。一方で、隔離室や通路の確保、消毒、マスクな

ど、感染予防対策に費用がかかっていることで、収益が大幅に落ち込むとのことです。 介護サービスでは、デイサービスの利用者が減ったり、訪問リハビリでは直接接触する ことから中止をしているとも言っておりました。利用する立場の人からは、歯医者に行 きたいけれども、今は行かないほうがいいかなと思って行っていないとも言っておりま した。町内の医療機関や介護・福祉事業所の状況把握をしていると思いますが、どのよ うな状況かお聞きをしたいと思います。また、町の支援策を考えているようでしたらお 答えください。

町 長

三浦議員にお答えします。町内の医療機関や介護・福祉事業所につきましては、常に連絡を取る体制を指示しております。状況等につきましては担当課長より説明させていただきます。

健康福祉課長

それでは、詳細について私のほうから説明をさせていただきます。町内の医療機関や介護・福祉事業所の状況につきましては、マスク、消毒液等の状況も含め、数回にわたり状況把握をさせていただき、町として支援できるマスクなどは配布やあっせんをさせていただきました。医療機関においては、受診を控えたり、電話での受診による薬の処方が増えている状況をお聞きいたしました。福祉事業所においては、町に困難事案等の相談窓口を設け、相談への対応をさせていただきました。経営状況についての相談は、直接にはお聞きしておりませんけれども、状況によりまして国、県の支援を利用されているところもあるとお聞きしております。それぞれ医療機関、各事業所の皆様におかれましては、感染対策を行い、休診、休止することなく診療やサービスの提供をしていただいており、大変感謝をしております。経済支援の面につきましては、町からも情報提供や相談への対応を行ってまいりたいと思います。

三浦議員

ぜひ、大切な医療機関、また介護施設、福祉施設ですので、できる支援をこれからも続けていっていただきたいなあと思います。マスクをいただいて本当にありがたかったというふうに言っておられました。相澤病院の相澤会長は、診療などの医療収益が減る一方で、人件費や設備費は減らせない、4月分以降の診療報酬は6月からが大変な状況になりそうだ、感染拡大の第2波が来た場合、さらに経営が厳しくなる病院が出てくる、資金繰りが悪化し倒産や規模の縮小につながり、命や健康が守れなくなるのが怖い、国は補正予算で診療報酬の上乗せなどをするようだが、医療が持続できるような支援をしてほしいと訴えています。医療機関や介護事業所のコロナ感染予防の取組への財政的な支援はどうでしょうか。国や県の支援もあると思いますが、先ほど申しましたように、感染予防のために今までにない持ち出しをしながら頑張っておられます。何かできることがあれば、そうした支援も、マスク、消毒液以外にもできるのではないかなあというふうに考えているのですが、その点はいかがでしょうか。

町 長

今まで比較的我慢し事業を継続していただいておりますことに心より感謝申し上げます。医療関係で今回の資金繰りの運転資金を御利用いただいたところも聞いております。 今後、医療機関っていうと運転資金の規模も大きくなってくることも考えられます。国のそういった機関への対応、今後新しい2次補正予算が30兆円に上る規模が明らかになってきますけども、そういった団体へのことも期待しております。当町としても、で きる限りのことをやってまいりたいと思っております。

三浦議員

ぜひ国にも補正予算上乗せで、今の現状ではなく、本当に持続可能な、相澤会長が言っているように、そんな支援をするよう要望していただきたいなあというふうに思います。次に2番です。住民は、外出を控え、できる限り自宅で過ごすよう求められ、生活をしています。コロナ感染予防のために外出の自粛、人の集まること、会食などの自粛が求められることとなりました。このストレスは大きいと思います。自粛によって、介護予防、認知症予防、フレイル予防など、今まで推進してきたひきこもりをなくし仲間づくりや健康づくりを進める取組が今中断しています。特に、様々な催しに参加してきた人への影響は大きいと心配をしているところです。また、介護施設や病院などで面会禁止となっています。心細いなど、精神面でもつらい状況があるというふうに感じています。このように、介護予防事業にも大きな影響が出ています。状況についてお聞きをいたします。また、そのほかにも生涯学習の教室をはじめ様々な行事、イベントが中止となりました。生活や心身への影響も心配です。また、事業を支えている講師など、フリーランスの人の収入がなくなってしまいました。経済的支援がその点についても必要と考えますが、どうでしょうか。今後の同様の事態に対して対策が私は必要だと考えておりますが、そのような検討をしているかどうかについてもお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

それでは、私のほうから介護予防事業等々に関する影響について御説明をさせていただきます。この感染症への対策により外出の制限、集まる機会の制限等がされ、介護予防事業についても各種教室の中止やコミュニケーションの場が制限されました。介護予防教室等に参加されていた皆様からは、寂しい、早く事業が再開してほしいとの声が多く聞かれました。その間、町といたしましては、それぞれ事業を委託しております事業所において電話での安否確認、ポスティングや郵送による健康啓発チラシの配布などのフォローアップを行ってまいりました。介護予防教室等については、今月より感染対策を行いながら、できるところから事業を再開しているところでございます。高齢者の皆様にとって介護予防事業が健康で生き生きと暮らす上での一助になっていることを受け止めながら、今後も引き続き事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

教育次長

生涯学習事業の関係がありましたので、そちらについてお答えさせていただきます。 教育委員会関係におきましても、新型コロナウイルス感染症予防のため、様々な講座やイベントが中止、または延期となったところでございます。これら中止や延期となった講座やイベントにつきましては、再開に向けまして、新しい生活様式を基本に開催環境を確認しながら、早期に講座、イベントの開催に努めていきたいと思っておるところでございます。なお、一部につきましては今月より開催をしておるところでございます。また、このようなことが、早期に講座を始める取組のことが講座の先生方への支援にもつながり、また町民の皆さんへの充実した学習や交流の機会への提供につながっていくものと考えております。

三浦議員

だんだんに再開も始まっているというふうにはお聞きしておりますけれども、本当に 引き籠っているっていうことが怖いことだなあって思ったのは、お行き会いしてマスク を外したら、こんな顔しとったけ?って思ったっていう人がいました。本当に笑うこと

とか人と会話をするとか、そういう機会が少なくなると顔の表情も変わってしまうんだ なあというふうに思いますし、やはり笑うことは免疫力を高めると言われますけれども、 コロナ対策で免疫力を高めるのに、自宅にいるということはつらいし、影響もあるのか なあとも思いました。それから、やはり運動を、みんなが集まるから体操ができる、一 緒にできるから何とか続けられるっていう人たちが大勢いたんですけれども、ここ一月 二月それができなかったっていうことは、本当に、CEKのテレビを見れば木本さんが 体操の指導をしていたり、いろいろありますし、新聞を見れば新聞の中にこんな体操を すればいいですよっていうのは出ていますけれど、なかなかそうはいきません。やっぱ りみんなとわいわい言いながら体を動かすということがどれだけいろんな面で大事かな あ、健康を維持していったりすることに大事かなあと思うことと、認知症予防という点 では、本当に言葉を忘れてしまうよねってこの間も言われました。しばらく考えて、あ れ?ああ何だっけ?って、あれ?あれ?あれ?って、やっぱりそういう数が増えてきま した。本当にそういうことで大切なことなので、そういうことが避けられる方法ってな いかなあというようなことも考えてしまいます。ぜひ、そういう点でも今後の、こんな ことがまた2度3度起きたときに、また自宅待機というだけでなく、自宅から出てそう いうことができるような対策も何か考えられればなあと思いますので、その辺の検討を ぜひしていっていただきたいなあというふうに思います。

3番目です。医療、介護、福祉の崩壊や住民の健康状態の悪化が心配をされます。これからの暑さや梅雨など、コロナだけでない心配もあります。熱中症対策のクールスポットは、コロナ感染予防から利用はできないと思います。自宅での熱中症対策が重要になってくると思います。食中毒なども心配されます。新鮮な物をいつも買い求められればいいですけれども、なかなかそういう機会が減ってくると、残った物を食べるというようなことになってくると、幾ら冷蔵庫の中に入っていても心配かなあという時期になってきますので、そこらの辺もとても心配になってきます。本当に、ですので、住民が安心して安全に暮らすための対策が私は必要だというふうに考えていますが、これからどのように対応、対処していくのでしょうか。今後の見通しと対策について具体的な検討中の取組がありますか。お聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

今回の緊急事態宣言下におきましては、感染拡大防止を図るために、これまで地域の通いの場を利用されていた方々等をはじめとして、多くの高齢者の方々が居宅で長い時間を過ごすこととなりました。また、これからは暑い時期を迎え、熱中症等も懸念されるところでございます。特に独り暮らしの高齢者の方々に対しましては、従前からの介護、福祉等の関係機関をはじめ、民生委員、地域の皆様と連携した見守りなどに、より一層力を入れ取り組んでまいりたいというふうに考えております。引き続き感染予防に努めながら、国、県からの情報にも注視し、住民の皆様の健康福祉の充実が図られるよう研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

三浦議員

昨日もこんな会話をしたんですけれども、高齢になってくると、暑い、冷たい、寒い、 あんまり感じにくくなって、暑いよねって言いながら、暑くてものどが渇いたからお茶、 水飲みたいとか、そういう感覚もあまりなくなってきて、飲まなくても大丈夫みたいな

感じが結構、御高齢になると感度が鈍ってきて、そういう方が増えているというふうに、 だから飲みたくなくても水分を取るようにってよく言われますけれども、そういうこと をしっかりと皆さんに分かっていただいて水分補給をしてもらえるような、そういう対 応をぜひ考えていただきたいなあと思いますのと、昨年もあっちでこっちであったんで すけれど、やることがないので、真夏、日中に一生懸命草取りをしに行って畑で倒れて いたとか、うちへ帰ってきてから具合が悪くなって救急車で運ばれて1週間病院生活を してきたとかいう方が私の周りにも数人いました。やっぱり行くところないと草むしり とか畑とか、そういうことが高齢の方は多くなると思いますので、そういう暑さ対策と か、日中、暑い日盛りに外へあまり出ないようにとか、自宅の中でも熱中症にかかると 言われておりますので、その辺の対策、全ての家にエアコンを設置するようにというわ けにはいきませんので、クールスポットもありますからっていうことも言えなくなって しまったので、ぜひ、その対応については考えていただきたいなあと、換気の問題もあ りますし、ぜひ、いろんな声をお聞きいただいたりして対応していただきたいなあと。 それから、民生委員さんが、これからはきっと訪問も気持ちよくだんだんにできるかな あと思うんですけど、なかなか訪問していいものやらどうやら、直接声をかけることに 不安を感じるということで、なかなか、ピンポン鳴らしても出てこんほうがいいなあっ て思ったりしちゃったっていう話も聞いています。ですから、民生委員さんの活動のや りやすさっていうか、どんなふうにしたらとか、民生委員さんが行ったときはちゃんと こんなふうに対応するからちゃんとお話ししようねとか、そういうこともぜひ活動しや すいちょっと対応というか、何かそんなことも考えてマニュアルみたいなものがあった らいいなあってそのお話を聞いて思ったんですけど、本当にやりにくいと思います。お 声を聞いてといいますけど、なかなかそれも、そんな状況をお聞きしましたので、ぜひ ちょっと検討をしてみていただけたらなあと思います。それで、私が思ったのが、先日、 新聞や報道で野球の選手の方の抗体検査での結果が報道されました。抗体を調べるキッ トについては、制度やばらつきについてあるとかないとか、いろいろ見解が分かれてい るようですけれども、私自身は、抗体検査は有効な方法だと感じているわけです。安心 して外に出かけ元気に過ごすことができる方法として活用できないかなあと、そのとき にふと思ったんですね。例えば……

議長

三浦議員に申し上げます。通告以外の件でございますので控えていただきたいと思います。

三浦議員

それで、だから、そういう介護予防教室とか、そういうのを再開するに当たって、参加者の希望を、全員と指導者が抗体検査を受けたりとか、医療機関とも連携をして、異常がなければ3密にならない環境で開催するとか、そういうことで、またそれに必要に応じてPCR検査を行うといった方法を取れば、もっと安心してそうした催しやなんかに参加できるんではないかなあというふうに思いまして、そういう検討をしてみてはいかがか、研究をしてみてはいかがかということなんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長

PCR検査の抗体検査につきましては、現在、国のレベルにおいてすぐに誰でもできるような状態ではない状況になっているかと思います。やはり、こちらのコロナの感染

予防対策につきましては、国からの統一された施策っていうのがやっぱり一番重要になるところがあるかと思いますので、また、その対応につきましては、国や県のほうの情報収集いたしまして、そちらのほうに注視しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

三浦議員

ぜひ、本当に、何ていうか、安心して、気持ち的に安心してそういうところに参加したりとか、お互いにそういうところに参画するには抗体検査とか、自分も安心したり、抗体検査で陽性が出れば、またPCR検査をしたりとかいうこともして、野球の選手の方じゃないですけど、それで少し周りも安心したり、そういうことなんだって思ったりというようなことがありますので、国、県の方針もあると思いますので、そういう点では、ぜひそういうことが必要だということで求めていってほしいなあと思います。ぜひ、医療機関、抗体検査は保健所を通さなくても医療機関で行えるというふうにお聞きしていますので、そうしたキットとか、いろいろ準備はあると思いますが、そういう方向になれば、もっともっと皆さん安心して地域の中にも出ていって活動ができるようになるというふうに感じますので、国の方針待ちではなくて、こうしてほしいというような声も上げていってほしいなあと思いますが、一言町長の所感をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

町 長

国への要望等、また代議士を通じてお願いをしてまいりたいと思っていますけれども、 また議会としても、内閣総理大臣、あるいは議長宛てに意見書をやっぱし申し述べるこ とが直接伝わることだと思っております。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

散会

午前11時20分

令和2年6月飯島町議会定例会議事日程(第3号)

令和2年6月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 第11号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 第12号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 第13号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 第14号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 第15号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 請願・陳情等の処理について
- 日程第8 議会閉会中の委員会継続調査について

令和2年6月飯島町議会定例会議事日程(追加日程第1号)

令和2年6月17日

- 追加日程第1 発議第 7号 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」の提出 について
- 追加日程第2 発議第 8号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」 の提出について
- 追加日程第3 発議第 9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」の提出に ついて
- 追加日程第4 発議第10号 「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・ 統合は行わないことに関する意見書」の提出について
- 追加日程第5 発議第11号 「新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実強化を求める意見書」 の提出について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員(12名)

1番	滝本登喜子	2番	三浦尹	三浦寿美子	
3番	久保島 巌	4番	中村	明美	
5番	橋場みどり	6番	好村	拓洋	
7番	折山 誠	8番	坂本	紀子	
9番	浜田 稔	10番	本多	昇	
11番	竹沢 秀幸	12番	堀内	克美	

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寬 久保田浩克 久保田浩克
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長林潤議会事務局書記吉澤知子

本会議再開

開 議 令和2年6月17日 午前9時10分

議 長| おはようございます。町当局並びに議員各位には、大変御苦労さまです。

これから本日の会議を開きます。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議をはじめ各委員会におきまして提出されました案件について大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。

去る6月8日の本会議において各委員会へ付託をしました補正予算案件5件、請願・陳情案件5件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議などを願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願いをいたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1 諸般の報告についてはありません。

議 長| 日程第2 第11号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第3号)

日程第3 第12号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第4 第13号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)

日程第5 第14号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第6 第15号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)

以上、第11号議案から第15号議案までの補正予算5議案を一括議題といたします。本 案につきましては、予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括で それぞれの議案に対する審査報告を求めます。

予算特別委員長

委員会審査報告を申し上げます。去る6月8日の本会議において本委員会に付託された第11号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第3号)、第12号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、第13号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、第14号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)、第15号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)については、6月10日に委員会及び分科会を開き、説明員として関係所管職員の出席を求め、内容を慎重審議いたしました。6月15日には、付託された審議の質疑内容の報告と質疑、また理事者の出席を求め総括質疑を行い、結果、お手元の報告書のとおり全て可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

なお、審査の過程において出された質疑について申し上げます。

初めに主査報告に対する質疑の主なものです。問い「学校にパソコンを納入する件で

近隣市町村では4万5,000円前後だと聞きましたが、町は3万円の予算である。なぜなのかの質問はあったか。」答え「ありませんでした。」、この質問の補足で、県で統一して入札を受けるので安価になるとの説明がありました。問い「学校でパソコンを使い出すとブルーライトで目が疲れたりなどの影響が出るが、この対策に対しての質問はあったか。」については、答え「ありませんでした。」。問い「ネットを多くの生徒が使い、住民も使うとネット環境が不安定になるが、対策をするか。」という質問には、答え「これから環境構築をする。」ということでした。問い「文化館の予約システムは、システムのソフトの一部が止まったのか。IT環境が弱体化したということなのか。」答えは「まちづくりセンターの解散により廃止し、新たに構築する。」ということです。

次に、総括質疑の主なものです。問い「給食センターの設計の件は当初の見学ルート が削除されているが、変更した内容を町長はどのように理解しているか。」答え「新築に 対して大事なことは、今のように給食を作る場所だけでなく、子どもと地域の人が一緒 に食べ、交流するということで、多目的の施設とした。作業や仕事の流れ上、見えるルー トはないが、今後、確保を検討する。これは大きな問題の欠如とは捉えていない。」。問 い「コロナの影響で、今後、人が集まって食べることは難しいと思うが、設計変更を考 えているか。」答え「コロナの影響は長期的なことなので、今は考えていない。」。問い「お 助隊は在宅福祉事業の一部事業であるが、人件費や経費など、補正に出ていない。これ で行えるのか。」答え「当初予算の社協の委託料に含めてある。再構築をしていく事業で、 社協との話合いの中で、予算内で賄えるとして進めている。」。問い「文化館の予約シス テムはまちづくりセンター休止に伴い止まっている。新システムの説明などの予算はな いのか。」答え「運用に関してはホームページに載せ、切替え時には各団体などに説明し ていく。」。問い「文化館のトータルのIT環境の状況は、第2庁舎防災施設として耐え 得るシステムで維持されているか。」答え「通常の業務はできるが、第2庁舎的に使用で きるかは、すぐには分からないので、後で知らせたい。」。問い「学力テストは今までと 違うシステムで、比較する妥当性はあるか。なぜわざわざ行うのか。」答え「コロナの影 響で全国のテストが中止となり3年生の学力をはかることができないので、標準的なテ ストを行い、指標として導入したい。」。質疑は以上です。

討論ですが、一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、後期高齢者医療特別会計補正予算、介護保険特別会計補正予算の討論はありませんでした。水道事業会計の討論です。賛成討論です。浄水場の発電機を37年間と長く丁寧に使ってきたことを評価し、今回の更新は賛成である。

以上でございます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。滝本委員長、自席へお戻りください。 最初に、第11号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第3号)に対する討論 を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。 (なしの声) 議 長 次に、原案に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論はありませんか。

(なしの声)

議長討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、第11号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に 対する討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、第12号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) に対する討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、第13号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長│ 異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、第14号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を 採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長はかに討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、第15号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 請願・陳情等の処理についてを議題とします。

本案につきましては、去る6月8日の本会議におきまして各常任委員会及び議会運営委員会へ審査を付託しており、お手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。各請願、陳情等の審査については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。

これから委員長報告を求めます。

社会文教委員会へ付託されました請願・陳情案件審査のため 6月10日に委員会を開催し審査した結果を審査順に報告してまいります。

初めに、2陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書について、参考人としまして飯田民医労働組合執行委員長 唐澤一夫氏に出席をいただき、審議を進めてまいりました。

参考人に対する質疑は、問い「陳情文中、医師養成数削減根拠に関して、その労働時間を最大週80時間としていることを根拠として表記しているが、厚労省の中間取りまとめでは、医師の労働時間を週60時間程度とした場合、2028年頃には医師数約35万人で需給の均衡が取れる、もしくは週55時間程度の労働なら2033年頃には医師数約36万人で需給が均衡するというふうになっているため、表現が不適当ではないか。」これに対し

て「中間報告のケース3の最大勤務時間を表記した。勤務時間が60時間であれ、50時間の想定であれ、趣意とするところは、週8時間勤務の5日間であれば40時間という標準に比較し、あまりにも長時間勤務という厳しい勤務時間の想定の上に立った政府削減方針の見直しを求める含意であることを理解願いたい。」こういうことでございました。問い「陳情文中に「医師の過労死や過労自死が後を絶たず、」との表記があるが、具体的なデータはあるのか。」これに対しましては「これは医師である伴侶を過労の突然死で失った人が独自で調査をした結果を受けて表記したものであり、統計的な数字の持ち合せはない。」こういうことでございました。

討論。採択に反対討論は「医師の80時間勤務を根拠にした主張に疑義がある。今後、週60時間勤務、55時間勤務と改善が予想されている見通しもあり、医師数過多による医業の疲弊を招くべきではないために反対。」、「国の進める地方と都市の医師数の偏り対策の今後のスケジュールにも期待ができ、また中間報告後の地方関係者との懇談後に地方の実情に合わせて検討していくとの方向も出されており、消滅前提とはしていない現状から、採択すべきではない。」。一方、採択に賛成の討論は、「医師の過酷な勤務実態は明らかであり、特に新型コロナにより医師不足による医療崩壊まで懸念された現状に鑑み、改めて医師の確保により医師の勤務環境改善を進め、充実した医療体制を構築する必要性を重視し、賛成。」。

採決につきましては、賛成が2、採択に反対が3で不採択すべきものと決しました。 続いて、2請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請 願書について。

質疑、討論ともありませんでした。

採決は、採択に全員賛成で、採択すべきものと決しました。

続きまして、2 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について。 質疑、討論ともございませんでした。

採決は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

続きまして、2陳情第4号 国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書について、参考人として上伊那社会保障推進協議会事務局長 伊壺一輝氏に出席をいただき、審議を進めました。

参考人に対する質疑でございますが、問い「統合はいつを目安にしているか。2019 年度中に医療機関の機能を見直し2020 年の秋に再編、統合するというスケジュールを先延ばしにする動きはないのか。」これに対しましては「現状ではない。」、問い「長野県議会では、意見書を提出し、国と懇談をしている。その後、直近の通知では地域医療構想調整会議で地域の実情を考慮して再検証することとなっており、方向が変化しているのではないか。」これに対しまして「懇談会に同席したが、大きな変化は感じなかった。」、問い「コロナの影響で医療の脆弱性が浮き彫りになった。再編、統合は地域医療に及ぼす影響が大きすぎないか。」これに対しましては「再編、統合は、レセプトデータにより高度急性期の患者数を背景にして再編等対象医療機関が指定されており、一般患者に対す

る配慮がなされていない。今回、昭和伊南総合病院は指定対象から外れたが、対象に指定される際どい状況だったという情報を得ている。そのようなことから、地域医療に対する影響は極めて大きいと考える。」

討論。採択に反対討論、「昨年9月、再編・統合対象の病院が公表されて以降、県議会は意見書を提出し、協議の場が持たれ、地域の実情に配慮し 2025 年の状況を見越して検討するとしており、一方的な再編、統合という進め方ではなくなったために、採択には反対。」。採択に賛成討論、「急性期以外の患者にも配慮がなされるべきであり、地域の実情に即した進め方を求めるためには声を上げ続けていくべきであり、賛成。」。

採決です。採択に賛成が3、反対が2、採択すべきものと決しました。以上です。

議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。(三浦議員「議長、議事進行。いいですか、訂正を」) 訂正?(三浦議員「いいですか。参考人について訂正」) 2番 三浦議員。

2番

三浦議員

参考人なんですけれども、陳情第3号の医師養成定員数を減らす政府方針の見直しを 求める陳情書の参考人は伊壺氏であり、国に対して「地方における公立・公的病院の基 準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書 は唐澤氏ですので、訂正をしていただきたいと思います。

社会文教委員長

大変申し訳ありませんでした。

議長

そんなようでございます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。折山委員長、自席へお戻りください。 次に、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長

それでは、本定例会初日におきまして議会運営委員会に付託されました飯島町議会の 各種会議をインターネットで公開することを求める陳情書につきまして審査報告を申し 上げます。

6月11日午前9時10分から審査を行いました。

審査に先立ち、陳情者のうち3名が抹消されている理由について議会事務局に説明を求めました。事務局には4名の連名で書類が提出されましたが、3名の住所と押印がなく、一方、提出締切り間近であったことから修正のいとまもなく、有志代表にまとめて、これを抹消したとのことであります。したがって、抹消は3名の陳情の取下げを意味しないものの、様式の不備による結果であり、当委員会に付託されたのは代表1名による陳情書であるということを申し上げておきたいと思います。

さて、審査には、参考人に陳情者の福田康子氏に御出席をいただき、説明と質疑を行った後、慎重なる審査の結果、お手元の報告書のとおり趣旨採択すべきものと決しました。

審査の中で出されました意見について申し上げます。発信内容への責任やトラブル対応、実現のための予算、作業などの検討が必要であるが、陳情書には議会の各種会議を次の定例会から実施することを求めており、この期日に責任を持っての採択はできない。

一方、インターネットによる情報発信は現在の大きな流れであり、陳情の趣旨は理解できる。議会運営委員会の取組項目に盛り込むことを前提に趣旨採択とすべき。討論の内容は以上です。

以上、報告といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田委員長、自席へお戻りください。 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから、案件ごとに順次討論、採決を行います。

最初に、2陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論はありませんか。

9番 浜田議員

この陳情に対する賛成討論を行います。

前提といたしまして、この削減の影響が出てくるのはしばらく先だとは思いますけれども、今、飯島町が直面している医療状況を我々は基本として考えるべきではないかと思います。多くの診療所が失われ、昭和病院の機能も低下し、その中で町民の皆さんの医療体制に対する懸念は格別のものであるというふうに思っております。また、この議会でもそのことはたびたび取り上げております。そうした状況の中で、定員を減らす政府方針に反対するということをもし議会が否決するならば、私たちは非常に厳しい責任、説明責任を求められるのではないかということをまず最初に申し上げておきたいと思います。

さて、ここで述べられていることの中には様々な項目がございますけれども、幾つか の点について申し上げたいと思います。

まず1つは、医師の勤務状態が極めて厳しいという、この現実についてであります。 2018年10月30日に厚生労働省から平成30年版過労死等防止対策白書というものが提出されております。その中で、医師の労働時間の短縮に向けた緊急的な取組ということが特別の章立てをもって議論されています。つまり、所管の厚生労働省から見ても日本の医師の現状が極めて厳しいものだということが報告され、それが閣議でも決定され、それに対する様々な対策が求められているのが現状だということであります。これは、もう論を待たないことではなかろうかというように思います。

それから、もう一点、今回の政府の見直しに関する医師の定員削減に関する、その裏づけの資料でありますけれども、令和元年の6月21日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2019についての方針がございます。これが今回の陳情の背景になっていると思いますけれども、その中では次のように明記されています。「2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」これは、そのまま日本語で読めば、この閣議決定は、医学部定員の定員そのものを減らすことを検討するのだということ。もちろん、こ

のためには推計が必要なわけでありますけども、その推計に基づいて検討するという明確な方向を示した文書であります。つまり、一方では厚生労働省が医師の非常に厳しい勤務条件について懸念を示している中で、これは、どちらかといえば財政運営の側から医師の定数を減らせと、その方向で検討を進めるという明らかに医師数の削減を求めて今後検討を進めるという内容になっているわけであります。これは、そうでなくても医師数の少ない長野県、とりわけ上伊那にとっては重大な事態をもたらすものというふうに考えております。

なお、私もこの陳情が審査の中で否決されたということに関して、その中の討論を精査させていただきました。その中で驚くべき発言があったように思っておりますけれども。この削減計画に基づいても、なお医師の超過勤務を前提として数十年後の計画が立てられている。つまり、労働、残業するのが当たり前だと。例えば60時間ということになりますと平均的に医師の残業時間は平常勤務の1.5倍、これが前提になって医師数の削減が行われると。こういう普通の労働勤務の実態をはるかに超えたようなことが計画の中に策定されている。このような計画は進めるべきではありませんし、飯島町としては、とりわけ厳しい医療環境の中で無視することのできない重要な問題であるというふうに考えます。よって、この陳情を採択すべきというふうに考え、発言、討論いたします。

議 長 4番 中村議員 次に、原案に反対討論はありませんか。――ありませんか。

それでは、反対討論をさせていただきます。今の賛成討論の中で医師数を減らしてい くっていうことがもう決定づけられたように討論されておりましたけれども、私も、委 員会の中に付託されたので、国の平成 30 年度の法律第 79 条、医学部法及び医師法の一 部を改正する法律に基づいて、また令和2年度以降の医師養成数についてのイメージの 図ですけれども、そういうものがホームページで提示されておりました。そういうとこ ろを見ながら、今回、反対の討論といたしました。2022年で大学の定員、医学部の定員 を臨時定員増というのでずっと右肩上がりに2019年まで上がってきて、2019年からずっ とその数字を保っていくということで、そして、2022年には、その状況、医学部の定員っ ていうものに対して、検討会、検討をしていくというふうに現状はなって、そのような 計画になっております。コロナ、コロナということを言われます。確かに、コロナとい うものが発生、感染症が発生したということで、医学体制って、医師体制っていうもの の考え方も、もう国全体が変わってきているっていうことは、もう誰もが分かることで ございます。国も、もちろんそのように動いています。2022年まで検討、単年度ごとに 検討をしていくということでありまして、それは減に対する検討とか、または専門医と か、いろいろな部分の医療機関ごとの定員の検討をしていくということを国は明確に出 しております。そのようなことを見ると、一方的に定員を減らすということではなくし て、検討はとても大事なことだと思います。そういうことで、陳情では定員減による地 域医療の崩壊を心配されていますが、平成30年度の医療法及び医師法の一部を改正する 法律により地域における医療提供体制を確保するための検討が、まさに今、行われてい

るところであります。ですから、むしろ、地域医療崩壊を防ぐための検討を国が現在行っていることですので、それを積極的に行っていくべきというふうにも思いますので、この陳情内容と、今、現状の国の体制は違っているというふうに、もちろん地域医療の重要性を把握して、地方の意見を聴いて国も動いているということで、この陳情に対して反対といたします。

議 長8番

ほかに討論はありませんか。

坂本議員

この陳情に対して賛成する立場で意見を言います。今ほど中村議員がおっしゃいましたけれども、この医師削減ということは、歴史を古く過去から見ますと、1985年の行政改革の中で語られていることが国会の中でずっと根底として医師の医学部入学定員数っていうのを語られて、要するに削減しないと医療費がかさんでいくという中での、現在、35年たちますけれども、その中の結果として今現在の医師数が削減されてきているという経過によります。それで、その中で、こういう状態、今の日本の危機的な、医者が偏在して、なおかつ総体として世界のOECDの中でも少ないという状況は、こういう状況になったっていうのは、やっぱり国の方向でそうなってしまった以上、やはり地域としては非常に困っている、上伊那は困っているという状況を国に上げていかなければいけないと思います。そういう中で、この陳情書に賛成して、ぜひ国にこの意見を上げていただきたいと思います。

議 3番 ほかに討論はありませんか。

久保島議員

医師数っていうのは絶対数ではないというふうに私は考えています。地域への偏在、東京一極集中を含め、地域に医師が残らないというこのシステムそのものに問題があると。医師っていうのは、入学してから 10 年以上かかるわけでございまして、10 年たったときに日本の人口体系がどうなっているのか、また病院数その他もどうなっているのかということを見据えた上で、若者が医師になるという決断をする、そのシステムの中である程度の医師数っていうのは、医学部へ行っていただければ医者になって、もちろん合格してのことですけれども、なって地域医療に尽くしてもらえますよということの確保ができるという、そういうシステムじゃないと、医学部に行ったけれども就職先がありませんというようなことでは困るということもある。そのような何点かのことから、やはり医師数っていうのはある程度制限して医師の仕事確保っていうことも必要だというふうに思いますし、それから、地域へ医者が残れるシステムという辺の、そこら辺のところが盛り込まれるべきであって、絶対数を増やせばいいという問題ではないと思い、この陳情に対しては反対とさせていただきます。

議 2番 ほかに討論ありませんか。

三浦議員

それでは、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書について賛成の立場で討論をいたします。

日本の医師数は、人口 1,000 人当たりOECD平均 3.6 人に対して 2.4 人と極めて少

ないのが現状です。医労連など6団体が共同で行いました2017年の勤務医労働実態調査から週平均60時間以上働く割合が最も高く、救命、産科では1カ月の平均の時間外の労働が平均80時間~90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務をせざるを得ない実態があることが明らかになっております。

骨太の方針 2018 に基づいて、厚労省は昨年 12 月 15 日、医学部入学生の定員削減に向け議論を始めております。こうした状況に対し、今年 1 月 31 日に阿部県知事も呼びかけ人の一人である地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会が発足しました。新たな医師の偏在指標が示され、地域医療の現場では住民の年齢構成や医師の年齢分布から見ても都道府県との偏在が顕著であることが知事の会の趣意書の記されております。医師の絶対数の不足、地域間、診療科目の偏在などにより上伊那圏内の医師不足が起きていることは現実であり、医師の高齢化も課題となっております。

思い起こせば、松川日赤から産科の医師がいなくなったときは、産科の医師は高齢になり、視力が衰え、分娩、手術に責任が持てないとの理由で日赤を去っていきました。 医師が1人となり、産科はなくなりました。同時期、昭和病院でも多くの医師が勤務医を辞め独立の道を選択しました。結果として複数の診療科がなくなり、救急救命医療を担うことも困難な状況になりました。地域医療を支える医師を増やす方策が必要です。

医療需要の見込みは政府が進めようとしている公立・公的病院の再編、統合と連動しており、ベッド数が削減されれば医師数も少ない見積もりとなります。地域医療を担う医師不足の解消を求める住民の願いに逆行していると考えます。医学生の定員を削減することではなく、高度医療を担う医師、眼科、耳鼻科のように近くになくてはならない医療、総合医療を担うことのできる医師などの地域医療を担う医師の養成が求められています。一人前の医師になるには10年かかるといいます。現役の医師も年齢とともに過重な勤務はできなくなっております。現状でも日本の医師数は不足しています。さらに、医師の偏在で地域医療を担う医師が不足しており、医師は過重労働を避けられない状況にあります。医学生の定数削減ではなく、増員をすることで地域医療を担う医師を養成することが大事だと思います。医師数を増やして現在の平均60時間以上勤務する医師の過酷な労働環境を改善することが先決です。医師数が増えることで救急医療、地域包括ケア体制が充実し、住民が安心して住み続けられる医療環境となると考えます。よって、引き続き医師数を増やすことを求める陳情に賛成するものです。

議 長 6番 好村議員 ほかに討論はありませんか。

この陳情に賛成の立場で討論いたします。

陳情書に添付されていた資料を拝見しましたが、医療従事者の受給問題は、数字上、確かに 2028 年以降、バランス取れるのかなということは、理解はしました。しかしながら、長野県、とりわけ上伊那の医師数の不足が以前から指摘されております。これは、まだ解決されておりません。

先ほど、検討されているということで、検討会で検討していくんだということは理解 しますが、検討している段階だからこそ、地方、困っている地方から声を上げるのが議 会としての役目じゃないかなと、私はそう思います。

また、過労自死についての質疑等もあったかと思いますけれども、職種は違えど、私も小売業で月間 250 時間以上、恒常的に働いておりました。どうしてもケアレスミス等、うっかりっていうのがどうしても出てしまいます。この問題は医療の問題ですので、人の命に関わる問題です。うっかりもあってはならないことですし、通常の一般的に言われる週 40 時間労働を基準に考えるべきだと私は考えます。

また、コロナ、コロナということもありますけれども、先日、厚労省で無作為の 2,000 人の抗体検査したところ、抗体を持っているのが 0.1%という数字も出ております。逆 にいえば 0.1%ぐらいの、抗体のできるできないはまだ不明な部分もありますけれども、 0.1%でこれほど医療が逼迫した現状があります。そういうことを鑑みますと医師の絶対 数は確保必要だと、今後も増やしていくべきだと私は考えます。よって、当議会もこの 陳情書の中身をしっかりと吸い上げて、地域の課題を意見書として提出することを求め、 賛成といたします。

議長

ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから2陳情第3号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書について採決します。

お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで、念のため申し上げます。委員長報告は不採択でありますが、議事の整理上、本陳情の採択について採決を取ります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

「替成者起立〕

議 長 ありがとう

ありがとうございました。(起立者着席) 起立多数です。したがって、2 陳情第3号は 採択とすることに決定しました。

次に、2 請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願 書について討論を行います。本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに 反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 次に賛成討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから2請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について採決いたします。

お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、2請願第2号は採択とすることに決定しました。 次に、2請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について討論を 行います。本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論は ありませんか。

(なしの声)

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから2請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について採決いたします。

お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、2請願第3号は採択とすることに決定しました。 次に、2陳情第4号 国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく 一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書について討 論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討 論ありませんか。

4番 中村議員

この陳情に反対の立場で討論を申し上げます。

少々お時間頂きまして、昨年9月、厚生労働省の地域医療構想に関するワーキンググループが再編、統廃合の議論が必要な医療機関として全国402の病院名を公表しました。 突然の個別施設名の公表は、機械的に地域の病院が再編、統廃合されるのではないかと大きな不安を与え、地方自治体の医療政策の混乱を招きかねないと長野県議会は意見書を国に提出いたしました。内容としましては、ワーキンググループの案に対して、大きな不安を与えるところであるということ、それによって地方自治体の医療施策の混乱が懸念されるということ、であるから国と地方の協議の場を積極的に設けるなど地域の実情を十分に踏まえた地域の医療構想の推進に努めるよう強く要請するという意見書を長野県議会が国に提出いたしました。その結果、国と地方の協議の場も設け、地域の実情に合わせた病院の役割を重視し、地方でまず検討し、2025年の姿を目指すと、国の姿勢も明らかに変化したわけです。県によると、コロナにより感染症対策も今後は考える必要があり、項目に挙げられた公的病院の在り方も改めて考え直すことが求められる中、実質的にスタートに戻らざるを得ないというふうな考えであります。よって、この陳情の一方的な国の基準に基づく統廃合というのとは焦点も時期も違うことから、不採択が妥当と考えます。

また、こんなふうに思います。議会には、地方自治体それぞれ市町村議会、そして県には県議会、国には国会というふうに、それぞれの役割の議員がおります。今回、県議

会が意見書を提出したということは、長野県のそれぞれの実情を把握し、それぞれの自治体がこのような医療体制になってしまったら大変なことになるということで、県が各自治体を代表して国に意見書を提出したわけです。それに対して国が考え方を改めたわけです。ということで、県が我々、何ていうのかな、町村の状況を把握して代表でしてくれたことで国が動いた、国が動いたことに我々地方が、また自治体が声を上げる必要が果たしてあるのか、もし動かないのであれば市町村も国に声を上げるっていうのは必要かと思いますが、今、国が改め、そして考えを直したという状況に、わーわ一騒いであげるというか、しつこく意見書を提出する必要はなく、状況を見守っていくというのが大事かと思い、反対といたします。

議長

次に、原案に賛成討論はありませんか。

坂本議員

8番

私は賛成の立場で討論いたします。先ほどの意見は、県議会が出したから町が上げなくてもいいという、そういうことだったと思いますが、でも、それはそれで、やはり私たち飯島町は飯島町の議会として、これが必要だとなれば、この陳情を上げてきた方とか、この内容が正しければ上げていくのが当然だと思います。県がやっても、それは市町村がやっても、そういう意見がたくさん地域にあるっていうことが国会の中で議論されるべきであって、賛成であれば、これの意見書を上げていくべきと思いますので、私はこの文面の内容に賛成しますので、この陳情を上げたいと思います。

議 9番 浜田議員

ほかに討論はありませんか。

この陳情に賛成の立場から討論いたします。

先ほどの反対討論は、この陳情の中身についての討論ではなかったように思います。 私は、陳情は議会が住民からの声をすくい上げる、その意思をどのように判断するかと いうことが陳情審査の本旨であるというふうに考えます。その意味で、議論すべきは、 ここに書かれている文章が適切であるかどうか、このことがまず第1点、そういう意味 では、この陳情に書かれていることを私は妥当だっていうふうに思いますので、この陳 情に賛成するものであります。

それから、第2点、県が賛成すれば地方自治体、市町村は何も言わなくていいのかという、この点でありますけれども、これは、民主主義の基本からすれば全く逆転した主張であるというふうに思います。一体、日本の国民の主権はどこにあるのか、それは国民であります。国民は、しかしながら、その主権を絶えず行使するだけの環境にない、つまり、あらゆる条例や法律や予算をその都度議論するだけのゆとりがないもんですから、それを選挙によって様々な議会、地方政府である市町村や県に委ねている、これが日本の民主制度の代議員制度であります。ですので、県は当然のことながら市町村の上位機関でもありませんし、これは地方自治法の改正案の中にも明記されています。それから、国の下部機関でもありません。町も時々上位機関という間違った表現を使いますけども、そんなことはないわけです。したがいまして、地方基礎自治体である町村は、町村の判断に基づいて自らの意見を述べる権利もあるし、また述べるべきである、そん

なふうに考えます。よって、この問題について県が上げたということは、地方自治体の 町村の意見をくみ上げたことには何らなっていない、我々が固有の意見を上げるべきだ というふうに考えまして、賛成といたします。

議 長

ほかに討論ありませんか。

3番 久保島議員

私は、賛成の立場で討論させていただきます。

参考人の唐澤氏の説明の中で病院の統廃合、再編はやむを得ないことだというふうにもおっしゃいました。私もそうであると、今後、再編は出てくるだろうと。しかし、これは国が決めることではなくて地方が決めることだというふうに私は思っているわけです。唐澤氏の説明の中で、自ら決定をしていきたいんだという御姿勢も示されたということで、私は賛成ということにいたします。

これは、医師数の関係とも関係してくる話でもありますけれども、医師数は地域偏在っていうのがあるということを最も懸念されていることでございます。それと関連して、医療機関も当然再編はされてくるっていうふうに認識しています。しかし、それは地方の事情、もしくは地方のこれからの計画等によって再編されるべきものだというふうに認識しています。この一方的な見直しについては賛成しかねるということで、この陳情は採択し、国にそのようなことは行わないように陳情すべきではないかという意見であります。

議長

2番

三浦議員

ほかに討論はありませんか。

私は、国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書に賛成の立場で討論をしたいと思います。今まで討論された賛成討論の皆さんの言われたとおりと思いますが、下伊那では松川日赤が長野県内の15病院の中に入っております。また、先だっての参考人のお話では、昭和伊南総合病院もぎりぎりのところでこの中の対象にはならなかったけれども、本当に際どいところだったというふうにも説明がされました。本当に、私たちの地域医療を守っていくという点では、統廃合について、再編については、やっぱり地域の皆さんみんなで検討をして決めていくことであり、国が一方的にこのような名指しをするというようなことは間違いであるというふうに私は考えております。よって、地域性やそれぞれの中で検討されるべきことであると思いますので、この陳情に対して賛成をいたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから2陳情第4号 国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書について 採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採 択です。本陳情は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。 [賛成者起立]

議長

ありがとうございました。(起立者着席) 起立多数です。したがって、2 陳情第4号は 採択とすることに決定しました。

次に、2陳情第5号 飯島町議会の各種会議をインターネットで公開することを求める陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は趣旨採択です。つきましては、これからの議事運営の進め方について事務局長より説明をさせます。

事務局長

それでは、本陳情に関します議事の進め方について申し上げます。本陳情につきまして、委員会の審査報告、趣旨採択ということですので、まず原案に賛成、それから趣旨採択に賛成、それからいずれにも反対という3つの選択肢となりますので、今後につきまして、まず討論についてですが、初めに原案に賛成される方の討論を行います。それから、次に原案にも趣旨採択にも反対の方の討論を行います。次に、再度、原案に賛成の方の討論を行いまして、その後、その後で趣旨採択に賛成の方の討論を行うと、こういった討論の進め方になりますので、お願いをいたします。

次に、採決でございますが、初めに趣旨採択について賛成かどうか採決を行います。 ここで賛成の方が多ければ趣旨採択ということで採決することになります。 賛成の方が 少数の場合につきましては、それに引き続いて原案について賛成かどうかの採決を行い まして、それで賛成が多ければ採択、少なければ不採択での採決となるということにな りますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

方法について説明がありましたので、お願いします。

それでは、討論を行います。

初めに、原案を採択することに賛成の討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に、原案を採択すること及び原案を趣旨採択することに反対の討論はありませんか。 (なしの声)

議長

次に、原案を採択することに賛成の討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に、原案を趣旨採択することに賛成の討論はありませんか。

8番

坂本議員

原案の趣旨採択に賛成の立場で討論いたします。この内容は、次の議会からということで9月議会ということを求めておりますが、ちょっと9月議会には、そういう、先ほども話がありましたように、時間的な余裕というか、ことと整備するっていうことはちょっと難しいかと思われますので、それができる頃に早急にインターネットで公開するという内容に賛成するものでありまして、趣旨採択に賛成といたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから2陳情第5号 飯島町議会の各種会議をインターネットで公開することを求める陳情書について採決いたします。この採決は起立によって行います。初めに、本陳

情を趣旨採択とすることに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議 長 ありがとうございました。起立多数です。したがって、2陳情第5号は趣旨採択とすることに決定しました。

議 長 日程第8 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について 各委員長から申し出があります。

お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査と します。

ここで休憩とします。再開時刻を午前10時30分といたします。休憩。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時30分

議 長 会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしたとおり三浦議員から3件、久保島議員から2件、計5件 の議案が提出されました。

お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第5として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案5件を日程に追加して議題とすることに決定 しました。

議 長 追加日程第1 発議第7号 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」の提出について

を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番

議

三浦議員 それでは、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について趣 旨説明を行います。

日本の医師数は、人口1,000人当たりOECD平均3.5人に対し2.4人と極めて少なく、週60時間以上働く割合が職種別で医師が最も高くなっております。特に救急や産科では、1カ月の平均時間外労働時間が平均80~90時間を超えて、当直を含む32時間連

続勤務という状況が続いております。

ところが、政府の骨太の方針 2018 では、2022 年度以降の医学部の定員を削減するという検討がなされております。その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、 医師の長時間労働がケースによっては最大週 80 時間となっており、医療需要は入院ベッド数を減らす地域医療構想に連動しております。

医師は、今、本当に厳しい状況の中で命を守るために頑張っておりますが、やはり医師の健康、安全、そして医師の過労によって患者さんの命を危険に遭わせることのないような取組が必要です。医師も年々高齢化していき、それに代わる新しい医師を育てていくことが重要だと考えております。

様々な御意見もありましたが、飯島町議会として医師の養成定員を減らす政府の方針 の見直しを求めるこの意見書を皆さんに賛同していただいて提出することを求めて、趣 旨説明とさせていただきます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

4番

中村議員

この意見書は、陳情第3号に基づいて提出されるものであります。陳情において反対しておるところから、今意見書の提出に反対といたします。

議長

次に、原案に賛成討論はありませんか。――ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号 「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」の 提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとお り決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。(起立者着席) 起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第2 発議第8号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出について

を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

暫時休憩とします。

休 憩

午前10時36分

再 開

午前10時37分

議長会議を再開します。

本件につきましては、趣旨説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第3 発議第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」 の提出について

を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議 長 本件に対する提出者の趣旨説明については省略をいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長「質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」の提出についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長| 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第4 発議第10号 「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一 方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の

提出について

を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番

三浦議員

それでは、地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書について趣旨説明を行います。

令和元年9月26日、厚生労働省が全国の424病院を廃止や一部診療科を他の病院へ移すなどの再編、統合を進めると発表いたしました。長野県内は15病院が名指しをされました。公立・公的病院の統合や廃止は、地域での役割や地方における医療の実態を様々な角度から慎重に検討することが必要です。さらに、命に直結することから、地域住民の方々の十分なコンセンサスを得ることが大前提であります。このため、地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編、統合は行わないよう関係機関に求めるものです。

皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。初めに、原案に反対討論ありませんか。

4番

中村議員

反対討論を申し上げます。陳情第4号の提出に反対していることから、今意見書の提出に反対といたします。

議長

次に、原案に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号 「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出について採決をいたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。(起立者着席) 起立多数です。したがって、発議第 10 号は原案のと おり可決されました。

議長

追加日程第5 発議第11号 「新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実強化を 求める意見書」の提出について

を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番三浦議員

それでは、新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実強化を求める意見書の提出について趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナ感染症の拡大防止のための3密を避ける自粛は、社会活動の停滞により経済にも大きな影響が出ています。人々の暮らし、健康面にも多大な影響が生まれています。

新型コロナ感染症に対する緊急事態宣言は解除されましたが、感染第2波への懸念は依然として大きく、感染予防に対する緊張は続いています。大きな不安は、新型コロナの特性と対策はいまだにわかっていないこと、インフルエンザに比べ急速な重症化が特徴で、死亡率も5%を超える高さであり、治療法も確立していないことがあります。こうした危険な病気であるにもかかわらず感染の全体像が十分把握されているとは言えません。

安倍内閣は、4月初旬に1日2万件のPCR検査目標を掲げました。しかし、現在もなお1日3,000~4,000件の検査の状況にとどまっております。その理由は、検査装置、キットと検査技師の不足と伝えられております。検査技師の不足は、正確な検体の採取、培養、結果の判断にも影響し、PCR検査の精度の問題にもつながっていると思われます。

検査体制の強化は急務です。国は、PCR検査装置、キットと検査技師の充実を急ぐべきと考えます。安心して新型コロナ感染症と向き合うためにもPCR検査の件数を政府の目標に近づくよう体制を整える必要があります。まず、医療・福祉現場、人との接触の多い職場から検査体制を強化すべきです。クラスターなど感染の兆候を早期発見して拡大の防止に努めることも重要で、濃厚接触者のPCR検査の充実も求められています。

また、重症化を防ぐ上で早期発見は欠かせません。それにより感染症の全体像を社会が共有し、冷静に対応することができるものと考えております。社会活動の回復や経済の早期復興につながります。

また、感染者などに対する風評や中傷を防止する社会的モラルの構築も重要と考えております。

よって、皆様のお手元の下記のように3点について国に対して関係機関に意見書を上げることを提案するものです。皆様方全員の賛同を頂きたく提案いたします。よろしくお願いいたします。

議 長

4番 中村議員 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1点質問いたします。この意見書の提出におきましてはPCR検査の装置だけをいっているんですけれども、抗体検査、抗原検査というものも進めている自治体等も出てきておりますし、それを国も奨励もしていますけれども、PCR検査だけをここで強調されているのはどういうことからでしょうか。

2番

三浦議員

まず、やはりPCR検査によって再度確認をしています。抗体検査をした後、やはり 疑いの持たれる方々にはPCR検査をやっぱり受けられています。そういう中では、P CR検査は、まず充実させて、ちゃんと検体、精査できる、確認できる技師も必要だと いうふうに考えておりまして、まずはPCR検査の充実というふうに考えました。

議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

ほかに討論はありませんか。

9番

浜田議員

この意見書に賛成する立場から討論いたします。既に意見書の中にも書かれておりますように、日本は世界的に見てもPCR検査の遅れが際立っておりまして、依然として百七十数か国から入国を禁じられている1つの理由にもなっているというふうに考えられています。確かに抗体検査等々の検査方法もありますけれども、実際にコロナウイルスの特性の遺伝子を直接検出する方法はPCR検査以外に発見されておりません。あとは間接的な検査であります。したがいまして、最終的な判断基準になるPCR検査を何よりも急ぐべきだっていうふうに考えておりまして、賛成といたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第11号 「新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実強化を求める 意見書」の提出についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、発議第 11 号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

町 長

6月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

今月8日から本日まで 10 日間の会期をもちまして開催されました6月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、例年より短い期間ではありましたが慎重審議をいただき、上程いたしました案件の全てを原案のとおり議決、承認をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

また、今議会の議案審議や一般質問を通じて数々の貴重な御意見や御提案を頂きました。いずれも十分胸に止め、今後の町政運営に生かしてまいりたいと思います。これまで同様、議員各位をはじめ町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染者につきましては、東京都などで夜の街関係者の感染が報道

されておりますが、県内では、5月13日以降、新規感染者は発生していない状況で、全国的にも新規感染者数は抑えられている傾向となっております。

国においては、約32兆円に上るコロナ対策の第2次補正予算が成立し、医療体制の充実やワクチン開発などのほか、独り親や学生などへの支援、雇用調整助成金や持続化給付金など、現行制度の充実などに予算が計上されました。また、地方創生臨時交付金も約2兆円の予算が計上されておりますので、町としましても第2弾となる取組を検討してまいります。

予算のほか、国は、全国的な行動規制についても緊急事態宣言を解除し、今週末には 県をまたぐ移動を全国で解禁する見込みでございます。これに合わせて、プロスポーツ やイベントなど、これらの開催も発表されるなど、世の中が感染予防を行いながら通常 の生活に戻る方向に動き出しつつあります。

当町におきましても経済の循環を促す動きを出していかなければなりません。町民の 皆様には、自粛が身につき、知り合いとの交流や地域の集まりもまだまだ気になるとこ ろではありますけれども、ぜひ買物や外食など町内の店舗へ足をお運びいただき、経済 の循環を取り戻すよう御協力をお願いいたします。

週末の大雨では、住民の皆様方に直接的な被害はありませんでしたけれども、一部ではかなりの雨量を観測いたしました。これから本格的な梅雨時となります。梅雨前線が停滞し長雨となることも予測されます。大雨情報は数日前から出されますので、事前に水路の管理や排水対策を万全にすることで災害を防ぐことが可能です。町民の皆様も事前の情報収集に心がけ、災害防止の対応をお願いしたいと思います。

梅雨が明けると、いよいよ暑い夏がやってまいります。議員各位におかれましては、 健康に十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、6月議会定例会の 閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上をもって令和2年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時00分

議

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員